地名散歩

第23回　平地の地盤にまつわる地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員　　今尾　恵介

東日本大震災では、広い範囲に土砂崩れや液状化といった災害が発生し、自分の住んでいる地盤について関心を持つ人が増えている。日本の可住地の多くが平地か緩傾斜地で占められているのだが、われわれの祖先たちはわずかな凹凸でもいろいろな特徴を見出し、そこにふさわしい地名を付けてきた。

連載の第３回で、土地の安全性と地名の間には必ずしも相関関係がないことを述べたが、土地の特色に従って付けられた地名が多いことは確かである。安易に地名の文字から判断するのが適当でないのは、その地名の名付けられた場所と実際に人が住む場所との関係がどうであるか、もしくは命名されてから長い歴史の間で、その地名の示す範囲が変化したかどうか。そのあたりの評価が個々の地名によって難しいためである。

日本の人口は三大都市圏に多く集まっているが、それらはいずれも関東平野や濃尾平野、大阪平野という広い平野に位置している。特に、関東平野の広さは抜群で、その南部にあたる埼玉・千葉・東京・神奈川の１都３県だけで約3500万人、つまり日本の人口の３～４分の１にあたる人たちが集まっており、その大半が平地に住む。

しかし、大雑把に平野といってもいろいろな地盤がある。東京の西側が載っている武蔵野台地や名古屋の城下町を載せている熱田台地、大阪城から南に伸びる上町（うえまち）台地などの台地はおおむね10万年以上前に海底や川沿いの沖積地だったところが隆起したもので、地盤は比較的硬く安定している。

それらの地域の地名として代表的なものが「台」であるが、これは特に、戦後になってか

新潟県五泉市土深（どぶけ）は低湿地の地名「フケ」の一例。
その東側にある荻曽根は微高地の地名「ソネ」。
1:25,000地形図「村松」平成元年修正

茨城県取手市の小浮気は小さなウワキではなく、
やはり低湿地「フケ」地名の一形態。
1:25,000地形図「藤代」平成17年更新

ら乱発された「台」も非常に多く、中には低湿地の新興住宅地に堂々と「○○台」と命名してしまったところも少なくない。「野原」という言葉もあるが、野と原の付く地名も台地上が多い。かつては、茫々たる不毛の草地といった景観だったところが、近世に入って土木技術の発達とともに、たとえば玉川上水から分水された野火止用水に代表されるさまざまな用水によって大規模な灌漑が行われ、以来は畑での新田開発が進んだ。

新田といえば、武蔵野台地上の地名には開発者の名を冠した鈴木新田、野中新田、本多新田などの地名が昭和30年代までは残っていた。おおむね、市制施行を機に「新田」の文字を削除しているが、これは戦後に農村集落から近郊住宅地へ急速に変貌していく際に農村らしい地名を忌避した側面がある。自分の住む土地の旧地名が「新田」であることをたまたま知って、新田イコール低湿地と思い込む人がいるかもしれないが、そうとは限らない。この場合は旧新田であっても、詐称された沖積地の「台」よりはずっと安定している。

次に、台地より標高が低い沖積地について。沖積地といえば軟弱地盤で地震の揺れも台地よりはるかに大きいイメージがあるが、そう簡単でもなく、どの深さに硬い岩盤の層があるのかは場所によって違うし、同じ沖積地といっても1万年前に堆積したところと、30年前まで河道だったところを改修して造成した土地では地盤の安定度は大きく違う。

低湿地に由来する地名としては、北関東に集中した例としてアクツという地名がある。阿久津とか明津、圷などの字が当てられるが、最後の圷は日本で作られた「国字」で、文字通り低い土地を表わしている。似たような土地に付くものとしてはアワラ。こちらは特に北陸に多い。福井県あわら市の芦原(あわら)温泉は竹田川の沖積地にあり、標高は2～3メートルの水田地帯。ここで明治16年(1883)に灌漑用の井戸を掘ったところ温泉が湧き出たという、いかにもアワラという地名にふさわしい温泉である。富山県高岡市の「あわら町」もこれに該当するが、かつては淶町(あわらまち)というイメージの湧きやすい字だったが、珍しい字であるためか仮名書きされて感覚がつかみにくくなった。

フケというのも低湿地由来だ。傑作な当て字が滋賀県守山市の浮気町(ふけちょう)。この地名が誕生した頃には、この語句が現代語のウワキを意味しなかったのだろう。茨城県取手市には小さなウワキならぬ小浮気(こぶけ)という地名もある。守山市は野洲(やす)川の、取手市の方は小貝(こかい)川の近くの、いずれも低湿地だったところだ。やはり難読な例として新潟県五泉(ごせん)市の土深(どぶけ)。JR磐越西線の北五泉駅西側、田んぼが広がる能代川の右岸にあるが、これは『角川日本地名大辞典』にも「低湿地であることによる」と明記してある。

この地名の東隣にあるのが荻曽根(おぎそね)であるが、ソネといえば低地の中にあって周囲より少し高い「微高地」で、多くは自然堤防にあたる。これは洪水時に川が上流からもたらす大量の土砂を堆積させて少し高くなった川沿いの土地で、具体的には50センチほどから数メートルまでの比高があり、低地の人々は伝統的にそのような場所に住み着いた。そこに住むことで、洪水時にもわずかの差で浸水を免れることを経験的に知っていた先祖代々からの集落は、意外に今でも水に浸からない。元首相の中曽根さんも、遠いご先祖は微高地の出身だったのではないだろうか。

今尾恵介（いまお・けいすけ）

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』（けやき出版）、『住所と地名の大研究』（新潮選書）、『地名の社会学』（角川選書）、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』（新潮社）を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 685
2014 February

地名散歩　今尾　恵介

03 **事務所運営に必要な知識**
—時代にあった資格者であるために—
第22回　訪問と来客応対のマナー
P-Create　人材育成コンサルタント　松下　香寿美

07 **境界ADRの問題点を問う（その1）**
愛知県土地家屋調査士会　あいち境界問題相談センター運営委員会

12 **中部ブロック協議会広報担当者会議を通じて**
～「個」と「全」の架け橋とは何か～
福井県土地家屋調査士会　広報担当副会長　岩坂　昭宏

14 伊能図フロア展 in 指宿

16 我が会の会員自慢　VOL.25
宮城会／大阪会

19 ネットワーク50
岩手会／長野会

22 会務日誌

24 会長レポート

25 土地家屋調査士新人研修開催公告
中国ブロック協議会

26 土地家屋調査士名簿の登録関係

27 【平成26年度】測量機器総合保険（動産総合保険）の中途加入のご案内

33 ちょうさし俳壇

34 平成25年度土地家屋調査士試験の結果について

35 お知らせ
日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行等に関する重要なご案内

38 国民年金基金から

40 編集後記

巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

表紙写真
「初春に舞う」
第28回写真コンクール入選
濱田　眞行●三重会

事務所運営に必要な知識
―時代にあった資格者であるために―

第22回　訪問と来客応対のマナー

P-Create　人材育成コンサルタント　　松下　香寿美

顧客や取引先と信頼関係を築くためには、相手に対する敬意と思いやりの心が大切であり、その心を形にして表現する方法が「ビジネスマナー（仕事の礼儀）」です。今回は「訪問と来客応対のマナー」を確認し、自信を持って真心を表現していただきたいと思います。

「訪問する際のマナー」

①アポイントの取り方

電話をかけ、訪問の目的と所要時間を告げます。（例：「お忙しいところ恐れ入ります。○○の件で1時間ほどお時間をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。」）

面会の承諾を得たら、訪問日時を決めますが、相手の都合を最優先にします。（例：「近日中にお時間をいただければありがたいのですが、来週のご都合はいかがでしょうか。」）

こちらの都合の悪い日がある場合は先に告げておきます。（例：「○日と○日以外でしたらいつでも結構です。」）

避けたほうがよい日時は、始業時および終業時前後、昼休み（食事時）、休日明けの午前中、月末や期末など、相手が忙しいと思われるときです。

日時が決まったら、最後に承諾してもらったことに対して感謝の気持ちを伝えます。（例：「お時間をいただきありがとうございます。では○日○時に伺いますのでよろしくお願いいたします。」）

アポイントを取ってからかなり日数が経っている場合には、前日に確認の電話を入れると確実です。

②訪問前にチェックすること

相手の貴重な時間を割いていただくのですから、要領よく話をすることが必要です。そのために、話の要点や手順を整理しておきます。また、必要な書類や資料に不備はないか、名刺を切らしていないか確認します。また、時間厳守するために、訪問先へのルートや所要時間も確認しておきます。訪問時間は約束より早くても、遅くても迷惑なので、5分前に受付に着くように調整します。

③訪問の仕方

訪問先に着いたら、建物に入る前にコートやマフラーなどを取り、携帯電話はマナーモードにしておきます。訪問先で携帯電話が鳴るのは大変印象が悪いことです。

笑顔で明るく挨拶をし、自分の社名・氏名を名乗り、誰と何時の約束で訪れたかを告げ、取り次ぎを依頼します。（例：「失礼いたします。私は○○社の△△と申します。いつもお世話になっております。○○課の□□様と3時のお約束をいただいております。恐れ入りますが、お取り次ぎをお願いできますでしょうか。」）

靴を脱いで上がる際は、相手に背を向けないように正面を向いて脱いだ後、靴のつま先の向きを変えて隅のほうに寄せます。

裸足で先方のスリッパを履くことはないかと思いますが、靴や靴下（足）の臭いには気をつけましょう。足や靴用の消臭スプレーも販売されていますが、夏場など特に気になる季節は、靴下の替えを持っておき、訪問前に車内で履き替えるのも1つの方法です。

「受付応対のマナー」

今度は来客を迎える受付のポイントです。訪問した際に、従業員同士で私語談笑している様子を目にすると、第一印象は悪いものになります。私語談笑せず、最低1人は来客に速やかに気づける向きにデスクを配置し、来訪に気づいたら、笑顔で明るく「い

らっしゃいませ」と会社を代表する気持ちで最初にその人が挨拶をします。

ここで感じの良い会社は、他の従業員もそれぞれに「いらっしゃいませ」、「いらっしゃいませ」と挨拶をしますが、感じの悪い会社は、受付対応している者任せで、我関せずと言わんばかりに、黙々とデスクワークをし、来客に挨拶すらしません。このような会社を訪問すると「将来が見えている」、と感じるのは私だけではないと思います。

さて、通常来訪客はアポイントを取っていますので、先に書いたように「挨拶～名のり～アポイント言及～取り次ぎ依頼」、と流れて取り次ぐのですが、アポイントの有無に触れない場合があります。その際にはアポイントの確認をします。（例：「恐れ入りますが、お約束はいただいておりますでしょうか。」）

アポイント無しの場合は、名指し人が在社か不在かは告げずに確認しに行きます。（例：「確認してまいりますので少々お待ちくださいませ。」）そして招かれざる客や都合が悪い場合にはうまくお断りします。（例：「あいにく外出しております。」「これから外出するところでございます。私でよろしければご用件を伺いましょうか。」）

受付で名刺を出して取り次ぎ依頼された場合、名指し人に名刺を手渡すところが来訪客から見えるのであれば、両手で胸の高さで持って名指し人に手渡します。名指し人が別室にいる場合や衝立の向こうで名刺を手渡すところが見えない場合には、「お名刺ありがとうございました。」と言って名刺を相手向きにして一旦お返しします。

「案内のマナー」

来訪客を社内のある場所まで案内する際は「○○へご案内いたします。こちらへどうぞ。」と言って「先導案内」をします。来客の2～3歩左前を歩いて先導します。階段を上る際も先導案内です。（背後からの誘導案内は心地が悪い。）階段は外回りが案内者、内回りが来客というのが基本です。入室や退室はドアを開けた後、来客を先に通しますが、押しドアの場合のみ、案内者が先に出入りしてドアを押さえてから来客を招きます。エレベーターの乗り降りも来客が先ですが、大人数を案内する際は、案内者が先に乗って内側から「開」ボタンを押しておきます。

応接室にご案内したら、来客に上座を指し示しながら「どうぞあちらにお掛けになってお待ちくださいませ。」と言います。上座は勧められないと座れないものです。

「席次」

相手に対する敬意を場所で表現するのが「席次」です。来客は上座に案内し、迎える側は謙って下座に座ります。複数の来客の場合、役職・立場が分からない場合には、お茶は席次順に出しますので、席次の知識はビジネスシーンでは必須です。

上座の見立て方は

①椅子の格

ソファ＞肘掛椅子＞事務椅子＞スツール

椅子の格が同じであれば

②出入り口から遠い

人の出入りが激しい場所は落ち着かない

①や②で判断がつかなければ

③景観や居心地の良さ

最も快適な場所はどこなのか考える

衝立で事務デスクが見えない場合は、別室扱いになり、応接セットの部分のみで席次を判断しますが、事務デスクが見える場合は、外部の方の目に触れないほうがよいものがあるかもしれず、事務デスクから遠い側が来客の位置になります。その他、和室は床の間に近い場所、左右は右側が上座になります。

では具体的に次の例で席次を確認しましょう。壁の切れているところが出入口です。

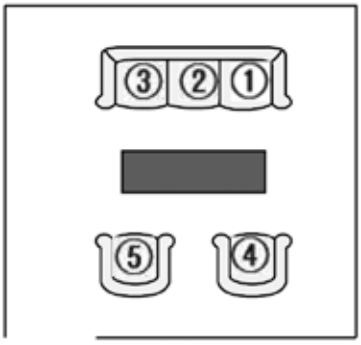

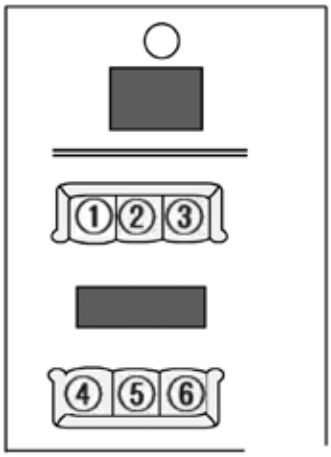

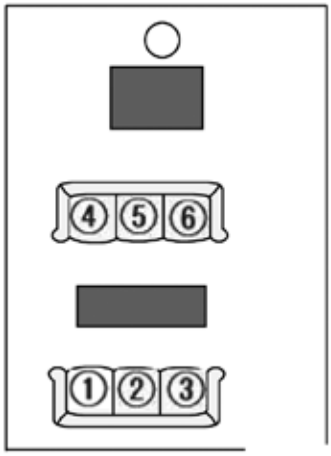

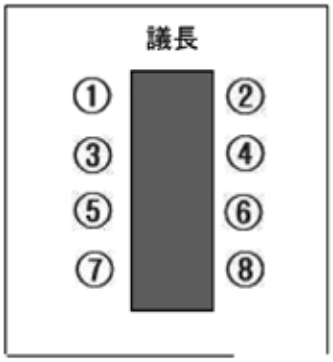

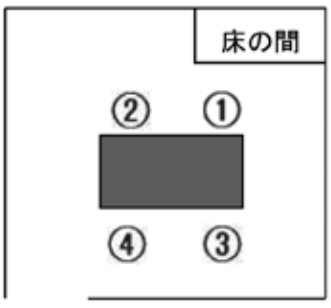

「和室での立ち居振る舞い」

個人宅を訪問して和室に通された場合、下座側で相手を待ちます。座布団には勧められてから座りますが、座布団の脇に正座して、膝を片方ずつ座布団に乗せて進めながらにじり上がって中央に座ります。挨拶をする際には座布団を降りて、畳に指先をつけて座礼をします。

和室で行ってはいけないことは、敷居や畳のヘリを踏むことや、座布団を踏んだり、またいだりすることです。

「名刺のマナー」

名刺はただのカードではなく、相手の顔がアップで写っている写真であるかのように大切に扱い、印字部分に触れないように。

椅子から立ち上がり、間にテーブルなどの障害物を挟まない位置で、真正面で受け渡しをします。やむを得ない状況の場合には、「座ったままテーブル越しで失礼いたします。」のひとことを添えましょう。

立場が下のほう、対等な立場であれば訪問者が先に渡します。自分のほうが先に渡すべきなのに、相手に先に渡された場合には「申し遅れまして失礼いたしました」のひとことがあると感じが良いでしょう。名刺は胸の高さから、相手がすぐに読める向きにして渡します。この時に「私は○○社の△△と申します。よろしくお願いいたします。」と必ず名のるのが礼儀で、「私こういう者です」と名のりを省略するのは失礼です。

物の受け渡しはすべて「両手」が基本ですが、名刺の場合は片手に名刺入れを持っている場合が多く、渡す瞬間は片手になっても大丈夫です。

お互いが謙って先に渡そうとするため、近年は「同時交換」が主流になっています。お互いに名のった後、互いの名刺入れを同じ高さで前に出し、互いに相手の名刺入れの上に自分の名刺を乗せる受け渡し方法です。名刺入れを受け盆とするため、名刺入れは滑りにくい素材のものがよいでしょう。

受け取ったらそのまま両手で持ち、立っている場合は胸から下げずに、持ったまま話します。すぐに名刺入れに入れるのは相手に関心がないという表現

になり失礼です。着座して前にテーブルがあれば、名刺入れを名刺の座布団として上に名刺を乗せて、出したまま話をします。複数の場合は座布団(名刺入れ)が1つしかないため、直接テーブルの上に着座順に並べます。話が終わるタイミングを見計らって名刺入れに入れますが、名刺入れを入れるのはバッグの中か、胸周りのポケットならOK。ズボン等の下半身のポケットに入れるのは大変失礼です。

名刺に折れや汚れがないよう、またうっかり切らさないように注意しましょう。

「お茶のいただき方」

お茶を出されたら、出してくださった方に「ありがとうございます。」とお礼を言いましょう。勧められてから、もしくは先方が口をつけてからいただきます。(来客にはすぐにお勧めするようにしましょう。)　お茶をいただく際に「いただきます。」を忘れずに。蓋付きの茶碗の場合、蓋のしずくを茶碗の中に落としきってから、蓋を裏向けにして静かに置きます。茶碗は両手で持っていただくのがマナーです。

「お茶のおもてなし」

①お茶の出し方

来客にも身内にも同じ茶器を用います。茶托と茶碗は別にして盆に乗せ、万が一のことを考えてきれいな布巾も盆の上に乗せておきます。そして、盆を持って一礼するときには、盆を右にずらして口元を外します。

サイドテーブルに盆を置き、茶碗を茶托にセットして上座から両手で出します。サイドテーブルがなく、メインテーブルのスペースに余裕がある場合には、テーブルの下手の位置に盆を置き、同様にセットして出します。メインテーブルが小さくて盆を置くスペースがない場合には、喫茶店のような出し方になりますが、「片手で失礼いたします。」と言って出しましょう。

お茶は先に来客に、上座から、可能であれば来客の右側から出します。来客側に回れない場合には無理をせず、「恐れ入りますが、送っていただけますか。」と置けるところに出します。また、テーブルの上に資料などが広がっている場合にも「こちらに置かせていただきます。」と言い、邪魔にならないところに出します。

時間経過を見て、異なる飲物を出しますが、コーヒーは苦手な人もいるので、確認したほうがよいでしょう。

②茶碗・茶托のセットの仕方

茶托に木目がある場合は、木目が来客から見て横向きになるようにセットします。木目が孤を描いている場合は、孤の中心が来客側になるようにします。茶碗にワンポイントの柄がある場合は、来客の正面に柄が来るようにセットします。

③カップ・ソーサーのセットの仕方

コーヒーやティーカップは無地のものはカップの持ち手が左側にくるようにセットするのがヨーロッパ式です。ワンポイントの側があるカップの場合、柄を正面にすると持ち手は右側になります。スプーンは持ち手を右側にして手前にセットします。スティックタイプの砂糖やミルクは別容器で出します。簡略してソーサーの上に乗せる場合は、スプーンに触れないように工夫してセットしてください。

境界ADRの問題点を問う（その1）

愛知県土地家屋調査士会　　あいち境界問題相談センター運営委員会

平成25年7月26日（金）、当会「あいち境界問題相談センター」は、法務省大臣官房司法法制部から、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号、以下「ADR法」という。）附則第2条に基づき、同法の施行の状況を踏まえ、所要の措置を講ずる必要性の有無及び内容を検討することを目的とした「ADR法に関する検討会」の第5回会議において意見を求められた。

いわゆるADR法見直し会議への提言である。

そこで、愛知県土地家屋調査士会における認証ADRとして、事前質問に対するヒアリング事項の回答として下記のとおり提出しているので、ここに紹介し、ADR法における認証団体としての境界問題相談センター（総称）、ならびに土地家屋調査士法における指定団体としての境界問題相談センターの問題点と、その打開策を次回にわたって探ってみたいと思う。

（なお、第5回検討会の当日の質疑内容および資料については、法務省ホームページ（審議会等→検討会等→ADR法に関する検討会）の議事録にて確認されたい。）

ヒアリング事項

愛知県土地家屋調査士会（あいち境界問題相談センター）

（本書中の統計数字、金額等は、平成25年6月末日現在のものである。）

第1．認証ADRの手続の実際について（特に以下の点について）

［質問1］取り扱う紛争の範囲、具体的な事案

［回　答］愛知県土地家屋調査士会（以下「当会」という。）の「あいち境界問題相談センター」（以下「センター」という。）は、土地の境界紛争に係るADRを愛知県弁護士会（以下「弁護士会」という。）と協働して行っている。具体的には、①隣接地測量に端を発する境界認定を求めるもの、②筆界の位置の判断を求めるもの、③越境物の存否の確認を求めるもの等に関する調停である。

［質問2］相談の受付状況、相談からADR手続への流れ

［回　答］センターは、弁護士会との協定により、相談業務は行わないこととされている。そこで、当会総務部の相談室（以下「相談室」という。）において全ての相談を受け、その中で、土地の境界トラブルに関する相談についてADR制度を説明し、その利用を検討したいという相談者をセンターへ紹介・回付している。

相談室相談員は、ベテラン会員の中から7名（全員センターの運営にはまったく関係していない者）を会長が指名して、交替で担当している。

しかし、（法務大臣の認証を受けた）全国の土地家屋調査士会の中には、直接、センターにおいて相談業務を行っているところもあることから、弁護士会と協定書の内容変更について協議すべく検討中である。

センターへ回付等される相談案件は、相談者所有地あるいは隣接地の確定測量等に端を発して、所有者間に境界線の認識にズレのあることが判明したことからの相談が全体の70パーセント以上を占めている。その他は、センターの利用を検討する前提で、土地の境界紛争解決制度としての調査士会ADR、筆界特定制度及び筆界確定訴訟の3つの制度について説明を求めるもの、土地の境界問題と登記に関する相談などである。

センターへ回付等された案件は、センターの事務局職員が解決手続事前説明書（資料1）を配布して、センターが行う調停手続の流れや費用等について詳細な説明を行うとともに、必要に応じて調停申立書の記載内容についても説明している。

以上のとおり、調停申立前の段階で調停人候補者等の手続実施者が関与することは一切ない。

土地の境界紛争は、事実(正しい筆界が現地のどの位置に存するか)の問題であるから、法律的な判断や解釈の余地はない。しかし、土地の境界に付随して越境物に関する相談や時効取得に関する相談を受けることがある。この場合は、「調停手続の中で土地の境界について合意(和解)に至る過程において、どのような解決を図るかについて、弁護士調停人を中心に提案や助言があるから、それを参考に検討されるとよい。」と説明している。

[質問3] 申立てが簡易にできるようにするための工夫

[回　答] センターへの調停申立書の書式は、資料2のとおりである。

申立の趣旨欄及び紛争の概要欄について、文章での表現を厳格に求めると申立の意欲を萎えさせてしまう恐れがあることから、詳細な記述は求めていない。「文章での表現が難しければ、公図にお互いの主張線を示す方法、あるいは写真を利用して余白にコメントする方法でもよい。」と説明している。事実関係の把握は、申立受理後、速やかに担当調査員において、申立人から口頭で聴き取りを行い、これを書面化するとともに、必要な資料収集をして担当調停人に提出することにしており、調停手続の中で紛争の実情とその経過等を当事者に確認して事実関係を確定する作業を行っている。

[質問4] 相手方の応諾を取り付けるための工夫

[回　答] 調停申立を受理した場合、速やかに相手方の応諾･不応諾の意思確認をするため、回答書(資料3)を送付するが、センターの行っているADRを理解していただくために、解決手続事前説明書(資料1)及びパンフレット等(資料4＝3種類)を同封している。また、不応諾の回答があった場合には、センターの担当運営委員が相手方に電話をして日程調整をした後、相手方宅を訪問して面談の上で説明し、応諾への理解を得るようにしている。

[質問5] 和解の仲介手続における工夫

[回　答] センターの担当調査員が収集した資料等に基づき、担当調停人全員が当該事案について共通認識を図るため期日前打合せ会を行い、紛争の原因及び妥当な境界線を判断して期日において合理的な案を速やかに提示できるようにしている。また、別席調停を原則としているが、機が熟したと判断されたときは同席調停で和解案の調整を行っている。

[質問6] 成立した和解の実効性を確保するための工夫

[回　答] 和解契約に際しては、必ず、「申立人と相手方は、互いに協力の上、土地家屋調査士に依頼して、上記境界線(和解が成立した境界線)上に境界標識を設置する。」旨の和解条項を定めるように説明し理解を得ている。

そして、センターでは、当該作業を行う土地家屋調査士(当該申立に鑑定等実施員が関与している場合には、その鑑定等実施員)を紹介して、和解成立後、速やかに当該作業を終えるようにしている。

[質問7] 当事者の負担する費用

[回　答] 当事者の負担する費用は、資料1の第2記載のとおりであるが、相手方不応諾の事案が多いことから、申立費用については、申立時に5,000円(郵送費用実費)を徴し、相手方が応諾した時点で残額(15,000円)を納付してもらっている。相手方不応諾で終了した時は、当初納付した5,000円から要した費用を差し引いて返金することで、申立人の負担軽減を図っている。

[質問8] 守秘義務が問題となった事例

[回　答] 法務大臣の認証取得後に、司法警察員から刑事訴訟法に基づく事件記録の閲覧請求が1件、また、調停不成立後、境界確定請求訴訟を提起した事案で、原告訴訟代理人から事件記録の写しの交付請求が1件あった。前者は、ADR法上、問題ないとの判断により応じたが、後者は、「裁判所から手続記録の送付嘱託があれば検討する。」と答えて拒否した。現在までのところ、裁判所から送付嘱託は受けていないが、慎重に検討して対応

しなければならないと考えている。

［質問9］代理人の選任状況

［回　答］平成23年3月29日に法務大臣の認証を受けて以後の申立件数は7件であり、うち6件は本人、1件が弁護士と土地家屋調査士の共同受任による代理申立である。

後述するように、相談件数に比して申立件数が極端に少ない（平成24年度の相談件数634件、申立件数4件）一因に弁護士と土地家屋調査士の共同受任を義務付ける土地家屋調査士法の存在がある。

［質問10］ADR法上の特例（時効中断効、訴訟手続の中止、調停前置の不適用）の利用状況

［回　答］平成14年10月のセンター設立以来、31件の申立を受理しているが、当事者において時効の進行を意識している事案、訴え提起後に申立した事案等は把握していない。

［質問11］利用者の利用のきっかけ、実施したADR手続等に対する評価

［回　答］利用者の利用のきっかけは、相談室における説明及び土地家屋調査士への個別相談によるもののほか、法務局、法テラス、裁判所及び市町村（これらの機関には、パンフレット等を置かせていただいている。）からの紹介によるものである。

上記のとおり、センター設立以来31件の申立があり、うち和解成立事案5件及び調停は不成立であったものの調停申立を契機として実質的に解決が図られた事案が5件ある。和解成立事案については、当事者双方に簡単なアンケートを行っているが、「短い期間で解決できた。スピーディな進行にもかかわらず、よく話を聞いてくれたことに感謝している。費用も安く済んだ。」などの評価をいただいている。

［質問12］手続・結果概要の公表

［回　答］手続の概要については、センター規則、各規程、費用一覧、手続の流れ、Q&A及び調停申立書の様式をホームページで公開している。調停申立の結果については、一切公表していない。

第2．認証ADRの利用促進について

［質問1］広報、専門・得意分野のPR

［回　答］法務局・法テラス・裁判所、弁護士事務所及び県下の主な市町に資料4を備置・配布していただいているほか、新聞広告、ショッピングモール等における無料相談所の開設、大学における寄附講座及び弁護士会会報等で、年間を通じて「土地の境界トラブルは土地家屋調査士会ADRへ」、「土地家屋調査士は土地の境界に関する専門家」であることをPRしている。

［質問2］他機関との連携

［回　答］

1　法務局との連携

法務局の筆界特定制度との連携について、センターは、筆界特定された土地の所有権の及ぶ範囲に関する紛争も対象にしていることから、密接に連携を図っている。

特に、平成22年3月、法務省民事局民事第二課と日本土地家屋調査士会連合会が「筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携に関する検討」の取りまとめを発表してからは、①相談段階、②手続移行、③調査資料の相互活用等について連携を図るべく、具体的な検討を行っているところである。

2　弁護士会との連携

弁護士会から、手続実施者（調停人）6名及び運営委員1名の推薦を受けている。

また、センターからは、弁護士会ADR（紛争解決センター）に2名の仲裁委員を派遣するとともに、毎年、双方の運営・実施状況等について意見交換を行っている。

3　他の土地家屋調査士会ADRとの連携

毎年、中部ブロック内の土地家屋調査士会（6会）ADR担当者の打合せ会を開催して、実施状況及び運営状況について情報を共有し、問題点やあい路となっている事柄について協議している。

第３．認証ADRの運用について

［質問１］組織・体制

［回　答］センターの組織・体制については、資料５のとおりである。

年間10回以上の運営委員会を開催して、適正・円滑な運営について検討･検証を行っているほか、広報資料の作成・配布やホームページの充実等について協議し、実行している。

［質問２］財務状況

［回　答］平成24年度におけるセンターの財務状況は、資料６のとおりである。

センターでは、毎年度、活動費用（人件費・会議費・研修費・広報費・出張旅費等）として、約300万円の予算を確保している。現状は、申立件数が少ないことから、調停期日の調停人の日当（6,000円）及び旅費を当事者の負担する費用で賄うことさえ難しいが、土地境界紛争の解決制度として、国民にとって魅力的な選択肢の一つになるよう（評価が国民に定着するよう）、努力しているところである。

［質問３］手続実施者等に対する研修等

［回　答］過去３年間の研修の実施状況は、資料７のとおりである。

センターの運営に関与する者（資料５参照）は全員を対象とし、他にADR代理を担う認定土地家屋調査士を対象にした研修も行っている。

メディエーション研修等における部外講師への講師料が、１回平均30万円ほど要しており、今後の財政状況如何によっては、この予算の確保に苦慮する場合を想定して、部内（センター運営委員等）講師による研修も実施している。

第４．認証ADRの認証・監督手続について

［質　問］認証、監督に関し、特に負担となっている点の有無・内容等

［回　答］認証申請、認証取得後の毎年の事業報告において負担となっていることは、当会役員全員（理事・監事合わせて32名）について住民票、誓約書及び兼職状況に関する名簿の提出が求められている点である。センター運営に関与する役員は、会長と担当副会長の２名のみで、他の役員は100パーセント無関係である。各組織の実態に即した対応をお願いしたい。ちなみに、土地家屋調査士会は、法律によって設立を義務付けられた特殊法人であるが、登記すべき役員は代表者（会長）のみである。

第５．認証ADR制度の問題点について

［質　問］制度の改善を要すると考える点やその理由・具体的な事例等

［回　答］

１　前述のとおり、センターは、設立以後、活動費用（人件費･会議費･研修費･広報費･出張旅費等）として、毎年度約300万円程度の予算を確保している。現状では、調停期日の調停人の日当（6,000円）及び旅費を当事者の負担する費用に転嫁することさえ難しい。ましてや、センターの運営に不可欠な事務局職員１名の人件費（約160万円）などは夢のまた夢と考えている。会員が減少傾向にある中、全収入を会員の会費により運営している当会にとって、センターの現体制をいつまで維持していけるか危惧しているところである。

２　ADR法が施行されて５年が経過したにもかかわらず、この制度が広く国民に浸透しているとは言い難いのが現状と思われる。土地家屋調査士会ADRについて、その原因を考えると、次の「その他関連事項」記載の問題が大きいと考えている。

第６．その他関連事項

本検討会は、ADR法に関するものであることは承知しているが、この制度を国民に周知し、定着を図る（真に魅力的な選択肢となる）ために必要と思われる事柄について以下に述べる。

ある弁護士会ADRでは、毎年150件から300件の申立があり、そのほとんどは同弁護士会に所属する会員が代理人となっていると聞く。

他方、土地家屋調査士会ADRについては、会員が手軽に利用できる仕組みになっていない。それは、土地家屋調査士法（以下「法」という。）第３条第２項

で認定土地家屋調査士単独では代理ができない旨の定めがあるためである。

前述のとおり、土地の境界は、事実(正しい筆界が現地のどの位置に存するか)の問題であるから、法律的な判断や解釈の余地はないものである。したがって、弁護士との共同受任を義務付ける理由はないのではないか。実態としても、弁護士との共同受任による申立事件において弁護士が関与する場面は、土地の境界そのものではなく、越境物が存したり、相手方が時効を主張する等の事案に限られている。これとても、調停は、当事者の互譲の精神に基づく話合いをベースとし、手続実施者(調停人)の条理にかなった提案等により実質的な解決を図るものであるから、必ずしも高度に法律的な判断等を要するものではない。

そうすると、これらの点は、運用面において担保されていれば十分と考える。センターの中核を担う運営委員会の委員及び手続実施者(調停人)には、必ず弁護士会推薦の弁護士が就任しており、越境物や時効に関する法律的な判断等を要する事案については、弁護士調停人を中心に法律判断を含めて公正・中立・適正な対応が可能であると考える。

土地家屋調査士は、センター ADRの利用が適切と判断される事例について、一度は申立を検討してみるものの、日常的に弁護士とのつながりがないことから、法第3条第2項がネックになって断念する状況にある。土地家屋調査士会ADRに限らず、隣接法律専門職種のADRは、会員が自由に利用できる仕組みにすることが、国民(社会)にこの制度を浸透させる最大の近道と考える。

弁護士会との協働により運営する意義を維持しつつ、ADR法とともにADR制度に密接な士業法についても併せて御検討いただきたい。

以上

以上が、「あいち境界問題相談センター」がADR検討会における事前質問に答えた内容である。

そして今、法務省司法法制部が取り仕切っているADR検討会の議事録を中心に、総観的に眺めたとき、日本のADRは成功したかどうか。

答えは現状「NO ！」であろう。

そこで、次回は、私たちの境界ADRが活用されにくい具体的原因を探りながら、その打開策を検討してみたい。

中部ブロック協議会広報担当者会議を通じて
～「個」と「全」の架け橋とは何か～

福井県土地家屋調査士会　広報担当副会長　　岩坂　昭宏

昨年の11月、福井にて、中部ブロック協議会6県の広報担当者による会議が開催されました。ローカルな内容であり、他のブロックの活動に比べ遅れている面もあるかもしれませんが、日本中の同胞が抱える悩みは大きく違わないと思いますし、ある地域の現状をご披露することも何かの役に立つかもしれません。拙い文章ながら、広報担当者会議を通じた中部の仲間達の取り組みをご紹介させていただきます。

例年2回ほど開催されるこの会議ですが、目的としては、相互の情報交換とブロック共同事業の企画の二つとなっています。

同じ中部ブロックとはいえ、太平洋側の愛知・岐阜・三重と日本海側の富山・石川・福井では気象や風土が異なり、会員数も150人程度から1,000人オーバーと、会の規模にも差があり、県によって事情が違うため一概に論ずることは難しいものの、互いに情報交換することで参考になることも多く、良い刺激となっています。まさに横の繋がりが生み出す相乗効果といえると思います。

各会の活動の中で優れた事例としては、富山会渾身の絵本「じめんのボタンのなぞ」は現在9,000冊を発行するまでに至り、日本中の図書館や小学校に寄贈されていると聞いています。また、石川会の地上絵プロジェクトも秀逸で、小学校の出前授業形式で、机上の図形を巨大な地上絵として校庭に描くプロセスはまさに夢を描くことに通じる活動であり、子ども達の心に土地家屋調査士の印象を刻み込むのに打って付けといえるでしょう。そして、愛知会のゆるキャラ「きょうかい君とあいちゃん」は、ゆるキャラまつりの参加やグランプリへのエントリー等、体を張って土地家屋調査士の名を広めるべく活躍中であります。また、このように目立った活動の他にも当然無料相談会や各種媒体を使用した広告、リレーマラソン参加、グッズ頒布、高校等でのガイダンス等、各単位会で地に足をつけた努力がなされており、出席者は互いに悩みを相談し、また実施方法やコストなど、細部に至り情報交換を繰り広げておりました。無論、会議の中だけで全てを吸収することは不可能ですので、本当の情報交換は今後各担当者間で行っていくこととなります。

さて、もう一点のブロックとしての取り組みです

が、これが毎年の難題です。各会の担当者もそれぞれの会の仕事があり、ブロックの仕事に労力を割くのは限界があります。よって、これまで中部ブロックとしての活動といえば、当番会が主体となり、広報用シールやユニフォームの作成といった、グッズを作成し共有化するといった手法が多くとられてきました。今回も福井会作成のパンフレット「安心NAVI」をブロックで共通使用できるように改良する、また、各会で個別に作成されてきたグッズを共有していくといった案で決まりましたが、無難であるが故に目新しさが無い、といった印象も否めず、出席者の間には閉塞感も少なからず感じられました。

しかしながら、今回は岐阜会の担当者からもう一段上の攻めの姿勢ともいえる案が提出されました。「境界標設置キャラバン」と称し、7月31日の土地家屋調査士の日に各県が連動してテレビ出演など、媒体を利用したキャンペーンを張るというものです。これに無料相談会等これまで行ってきた活動も加え、相乗効果を狙うというもの。記念行事等の一過性のものでなく、通常の事業として継続していけば効果は大きいと考えます。しかしながら、かつての「伊能ウオーク」のように、ブロック規模でそのよう

なキャンペーンを張るには労力や金銭的にも負担が多大であり、これまで容易には企画できませんでした。この案については皆、基本的に賛同できるものの予算と体制が不充分であることが懸念され、広報担当者の一存では実行に移すことは困難であり、予算組みや事業の取り組み方を含め、ブロック協議会としての総意を得ることが必要となるため、継続審議となりました。今後、会長会議やブロック総会を通じてコンセンサスを得ることが当面の仕事となるでしょうが、これまでのブロック内への内向きの姿勢からより外向きの姿勢へ踏み出すきっかけになるのではと期待されます。

以上のように、今回の会議では、これまでの主目的であった中部の各単位会の交流から端を発し、今後ブロックとしてどのように活動し、いかに個々の会員に寄与していくのか、各単位会と日調連の間にあって何をすべきなのか、一歩踏み込んで考えさせられる機会となりました。広報活動は我々、土地家屋調査士のPR､そして地位向上を目的としています。しかしながら、単位会だけでは基本的に各都道府県までの範囲に限定され、最終的に日本中の仲間達が一丸となって取り組まねばその目的を叶えることは出来ないことも事実。その中間に位置するブロックで出来ることは何なのか考え、所属単位会のためのブロック活動と、単位会では出来ない大きな事を成し遂げるためのブロック活動のバランスをこれまで以上に追求し、個人の会員と日調連とを繋ぐ架け橋としての役割を突き詰めて参りたいと思います。

日調連の会長として岐阜会から林千年先生がお立ちになった今、地元である中部ブロックでも期待の声は大きく、役員一同これまで以上に努力し、中部ブロックなりの方策を導き出し、全国の仲間達に発信できるよう精進せねばならないという気概に溢れています。受験者数も減少し、この資格の未来も見えにくい今、憧れる資格、なりたくなる職業といったレベルまでいかに昇華させていくか、一朝一夕に結果が得られるものではないでしょうし、地位向上には資質向上が伴わなければ国民の期待に添えないのもまた事実であります。これには広報のみならず各分野の役員の協働、そして最終的に一人一人の会員の意識向上が鍵となります。これからも、切磋琢磨、そして融和の精神を尊び、私の大好きな土地家屋調査士が国民にとって今以上にスーパーマンになれるよう、前に進みたいと思っています。

…さて、会議の後は当然ながら懇親会で盛り上がりました(笑)。土地家屋調査士同士で飲むのは本当に好きです。日本中の仲間達と笑顔で乾杯できる日を夢見つつ、中部ブロックからのレポートとさせていただきます。

伊能図フロア展 in 指宿

期日：平成25年11月21日(木) ～ 11月24日(日)
会場：指宿総合体育館
主催：伊能図フロア展指宿実行委員会
共催：指宿市、完全復元伊能図全国巡回フロア展中央実行委員会・鹿児島県土地家屋調査士会・鹿児島県測量設計業協会・指宿市観光協会
後援：鹿児島県、鹿児島県教育委員会・指宿市教育委員会・指宿商工会議所・菜の花商工会・指宿青年会議所・指宿市PTA連合会・南九州市・枕崎市・南さつま市・NHK鹿児島放送局・MBC南日本放送・KTS鹿児島テレビ・KKB鹿児島放送・KYT読売テレビ・南日本新聞社・読売新聞西部本社・琉球新報社

日本の地図を、それまでより正確な測量を行い、作成した伊能忠敬の全日本地図及び沖縄・琉球国之図及び奄美大島～与那国の地図の展示会が、沖縄に引き続き、鹿児島県指宿市で開催されました。鹿児島県で展示されるのは、7年前に鹿児島市で開催されて以来2度目の開催です。

前回の展示会との違いは、伊能忠敬全日本地図に加えて、「琉球国之図」及び「奄美大島～与那国の地図」が加わったことです。

開会セレモニー：谷口鹿児島会会長(右側)

「琉球国之図」は伊能忠敬が測量を開始した1800年よりも4年前に高原景宅(親雲上)が完成させた縮尺13万分の1の地図で、フランス流の測量術を中国から入手して作製し、琉球王家の尚家に長く秘蔵されていた精度の高い緻密な地図であることが特徴です。

この地図には、道路、河川、集落、田畑などが正確に描かれており、当時の社会状況を知ることができるものとなっています。この地図は、琉球王朝時代の文化遺産を管理、継承する尚財団が所有保管していたものであり、最近になって貴重な史料であることが判明したものとのこと。また、「奄美大島～与那国の地図」は、伊能忠敬が測量に訪れることがなかった奄美大島、喜界島、与那国島を薩摩藩

が作製した精密な歴史的地図であります。

これらの地図を一つの会場で展示することは極めて珍しく、地図を通して日本全国の歴史をうかがうには非常に貴重な展示会となり来場者は興味深く見入っていました。

また、伊能図フロア展の共催者である鹿児島会は、計画時から積極的に参加し、ボランティアガイドへの事前レクチャー（伊能忠敬が地図を作製した当時の測量に関しての知識）、展示物の搬入・設営作業に始まり、連日の会場内の案内・説明、展示完了後の撤去搬出作業等に汗を流していただきました。

今回のボランティアは鹿児島会南薩支部20名の会員が中心となり、積極的に活躍していただいたことに深く敬意を表するところです。

会場正面の舞台近くでは、土地家屋調査士コーナーが設けられ、土地家屋調査士業務の紹介ビデオの放映、古い公図と現在の地図とが比較できるパネル、境界標識の展示、測量機器の展示等が行われました。測量機器に関しては小さいお子様から大人まで興味を持たれたようで、触ったり、覗いてみたりして体験されていたことが印象に残りました。

また、伊能忠敬の測量の基本であった「歩測」を体験していただくために設けられた「歩測計測コーナー」は人気を博し、来場者のほとんどの方が自分の歩幅を知ることにより、日常生活の中で簡単に距離を計算することができると関心を持たれたようです。また、この体験を踏まえて、伊能忠敬が日本全国を歩測で測り、地図を作ったことを説明すると、目を丸くして驚かれたことがとても印象的でありました。

今回、このようなコーナーを設置したことにより、「土地家屋調査士」の業務が国民の皆様と身近な関係にあることを少しでもお伝えできたことが、広報活動の役割であることを再認識できました。

来場者数は、4日間で約3000名とのことであり、ボランティアに参加された会員も、今回の展示会を通して多くの来場者と楽しくふれあい、「土地家屋調査士」の広報活動が体験できた素晴らしい機会であったことを報告いたします。

広報員　福﨑秀一（鹿児島会）

歩幅計測中

我が会の会員自慢

VOL. 25

宮城会　『社会人野球に夢を託す宮城の土地家屋調査士』

宮城県土地家屋調査士会　仙台支部　　松岡　勇二

「我が会の会員自慢」寄稿依頼をいただき誰を自慢しようかと考えた時、私の身近に、生涯野球人と自負する土地家屋調査士がおりました。大阪桜宮高校硬式野球部・東北福祉大硬式野球部と名門出身の宮城会広報部副部長の松岡勇二さんを紹介いたします。ユーモアとセンスに溢れ会話の中に時々現れる関西弁に親近感を覚えます。関西で生活したことが無い私でも彼と会話をしていると関西口調になってしまうほどです。私も野球好きで、中学から32歳まで軟式野球のピッチャーを務めました。ここに紹介する松岡さんは、40代でいまだ現役社会人硬式野球選手です。野球関連映画のエキストラにも登場し、宮城会で話題となっています。

松岡さんは、宮城会広報部における事業の企画・立案・実施まで積極的に参加活動されており、特に高校生を対象に行う測量体験授業は事業の要となっています。

生涯野球人である松岡勇二さんに野球の魅力、トレーニングの難しさ、コミニュケーションの持ち方、チームワークの秘訣等々、野球道について私がインタビューする形でご紹介いたします。

宮城県土地家屋調査士会　広報部長　　高野　弘幸

高野：今日は我が会の会員自慢というより、私も野球をやってきた人間なので、野球談議という形でいきましょう。

松岡：その方が私も気楽で話しやすいです。よろしくお願いします。

高野：では、さっそくですが、松岡さんは今何歳でいくつの頃から野球を始められたのですか？

松岡：今45歳です。本格的に野球を始めたのは小学校3年生ですね。

日本少年硬式野球連盟（現在はボーイズリーグ）のチームに入りました。

高野：リトルリーグではなくボーイズリーグなんですね？

松岡：はい。東北ではリトルリーグが主流だと思いますが、大阪ではボーイズリーグの方が多いと思います。大阪出身のプロ野球選手も大半がボーイズリーグ出身じゃないでしょうか？

高野：そういえば、松岡さんは大阪出身でしたね？出身校は？

松岡：はい。出身校？高校ですよね？言っていいですか？…今、日本で一番有名な高校になっちゃったと思うのですが…。

大阪市立桜宮高校体育科です。

高野：そうでしたね。あまり触れない方が良いですね。

松岡：そうですね。OBの発言は社会問題に発展しますから。

高野：大学は東北福祉大学ですよね？野球で大阪から仙台に来られたわけですよね？

松岡：一応そうなんです。でも実は、高校の時にドクターストップで野球は高校までって言われてたんですけどね。

高野：どこか故障だったんですか？

松岡：私、左耳が聞こえないんです。小3で野球を始めた時から片耳で硬式野球は危険だからと、ずっと医者から反対されていました。それでも中学の時に、大阪で3本の指に入るショートだって巷で言われるようになって、片耳のプロ野球選手がいてもいいやろ？って医者に反発してたんですよ。部員130名もいる桜宮高校野球部で1年の終わりからレギュラーチームに加えられて、近所の人たちも本当に片耳のプロ野球選手誕生ちゃうの？って思われ始めた矢先、突然倒れたんです。耳の影響で三半規管のバラン

スが崩れ、めまい、吐き気が激しく立ち上がれなくなったんです。メニエール病っていうみたいです。それから頻繁に倒れるようになりました。試合に向かう途中、救急車で運ばれたこともあったんです。その症状が頻繁に起こるようになって、完全ドクターストップです。

実は、その病気が原因で高校最後の大会でレギュラーを外されたんです。背番号はもらえたんでベンチには入りましたが、試合には出してもらえませんでした。そのまま高校野球引退です。関西の大学から何校か野球でのお誘いがあったんですが、すべてお断りしました。ところが、年が明けて推薦入試が終わっているにも関わらず、野球がしたくなったんです。ここからちょっとずるい話ですが、先生にやっぱり野球がしたいって言いました。

思いっきり怒られました(笑)。でも東北福祉大学に電話してくれたんです。そのおかげで福祉大に入れていただけることになったんです。それから親と医者、両方の説得が大変でした。大学行って、3回倒れるまで野球をやらせてほしい、もし3回倒れたらあきらめるって…。

でも3回倒れてしまったんです。それで大学野球は途中リタイアです。

高野：今はもう大丈夫なんですか？

松岡：はい。野球を辞めてからいつしか治ってました(笑)。

それからずっと野球はやっていなかったんですが、38歳のときにクラブチームに誘われたんです。最初は驚きですよ。この歳でプロを目指してるような若者と試合するの？って。でもやってみようと思いました。高校、大学と納得いく形で野球人生を終えれなかったんで、ラストチャンスだなって。無謀ですよね(笑)。

高野：社会人野球は世の中ではあまり馴染みない感じですが…？

松岡：そうですよね？高校野球なら甲子園。大学野球なら神宮。ですけどね。

社会人野球は、都市対抗が東京ドーム。日本選手権が京セラドームで開催されるんです。

企業チームは有名で毎年プロ野球選手を輩出してますけどね。クラブチームも支援がない中、結構頑張ってるんですよ。

高野：いつまで続けようと思っていますか？

松岡：そうですね。毎年、シーズン初めには今年で最後かな？って思うんですが、シーズン終了時には来年も現役続行できるなって思えるんです(笑)。

都市対抗野球宮城県予選出場の松岡勇二さん

でももし、スタメンから外れるようになったら辞めます。レギュラーでなくなったら今度は自分から身を引くつもりです。それまではプロを目指す若者達と戦います(笑)。

高野：最後に一昨年映画デビューされたとか…。

松岡：そうなんです。エキストラですけどね(笑)。

仙台を舞台とした「ポテチ」という映画です。その中の野球シーンに出演しています。3日間ナイターで撮影したんですが、野球シーンはほんのわずかな時間です。

是非、私がどこを守って、映っているかDVDで見てください。一瞬ですからね(笑)。

あっ！エンドロールにはちゃんと名前も出ていますから最後まで観てくださいね。

高野：野球というスポーツの魅力についてお聞かせください。

松岡：1試合にチャンスやピンチが幾度となく訪れチーム一丸となって作戦を立て戦うことです。

高野：まだまだ野球の魅力は沢山あると思いますがこの辺で終わりにしますね。

野球人としての土地家屋調査士松岡勇二さんを応援しています。

松岡：ありがとうございます。

後記　以上、宮城の会員自慢、松岡勇二さんのインタビュー記事です。テーマのすべては伝えきれませんでしたが、松岡さんの野球に対する情熱をご紹介いたしました。

大阪会　『趣味で繋がる笑顔の輪』

大阪土地家屋調査士会　北河内支部　　長田　育紀

当大阪会は約1,100名の会員が登録していますが、今回は北河内支部から広報担当の長田育紀副支部長に執筆をお願いしました。

彼は若いながらも、アイデアマンであり、常に新規広報グッズを考え、作成していますが、予算を考えながら、支部の若手と共に作成し、土地家屋調査士の知名度アップのため、配布活動にいそしんでいます。

私は、彼のアイデア・積極性にいつも感心しています、是非ご一読くださいますようお願いいたします。

大阪土地家屋調査士　社会事業部長　　中島　芳樹

私は、小さい頃から絵を描いたり、物を作ったりするのが好きでした。

土地家屋調査士になってからは、建築模型にも興味が湧き、住宅模型作りが好きになりました。43歳になった今、子供に絵を描いたり、新聞紙を丸めて動物の形を作ってみたり、子供たちと一緒にいることが大好きな私ですが、その中でも一番の趣味についてお話させていただきます。

5年ほど前のある日、昼食を買おうと現場の近くの小さなお弁当屋さんに入りました。その店内の壁に飾られていた作品に私はひと目で心を奪われ、すぐにその作品を作られたお弁当屋さんのご主人に作り方をお尋ねしました。それが今の私の趣味となっているシャドーボックスといわれる作品でした。

シャドーボックスとは、17世紀のヨーロッパで流行し、その後アメリカに伝わって出来たハンドクラフトです。3Dシャドーボックス、3Dアートなどさまざまな呼び方をされていますが、一枚の画像やイラストを何枚もプリントし、各パーツを何層にも切り重ねることによって立体感を持たせながら、表情豊かに作り上げていく作品です。

最近では、ペットのワンちゃんやネコちゃんの写真を作品にしてくださいというお声が多くなりましたが、今までで一番喜んでいただいたのはウエディングの幸せなお二人の写真で作ったシャドーボックスです。幸せそうな写真は、作っている途中でもなんだかワクワクします。完成してお渡しする時のことを想像すると、不安もありますが喜んでくださる顔が浮かんできて、作っている私まで幸せな気持ちにしてくれます。

そんなことをしているうちに、段々と人の輪が広がっていき、異業種の方と知り合う機会も増えました。

さて、そんな趣味とは別に今、私がハマっていることは、土地家屋調査士というこの長ったらしく、けったいな（おかしな）名前をたくさんの人に覚えていただくことです。

趣味を通じて、異業種の方と交流させていただくと、「土地家屋調査士」を知らない方が多いことに気づかされます。「長くてわかりにくい」というご意見もありますが、私はこの名称がとても好きなので、「とちかおくちょうさし」を広めるために支部の皆さんと一緒に広報活動に取り組んでいます。

現在、大阪会の北河内支部では、支部のキャラクターとして「くいのすけ」を誕生させ、くいのすけストラップや卓上くいのすけを作り、広報活動をしています。北河内のいろんな所で、くいのすけが目に付けば、土地家屋調査士の知名度があがり、日々の業務がスムーズに運ぶだろうと…。そんなことを目標に私の趣味であるものづくりが少しでも役に立てばいいな～と楽しみながら活動しています。

こんな私のつたない文章を最後まで読んでくださり、本当にありがとうございました。

岩手会

「『想定外』を想定する」

沿岸支部長　金　哲郎

『黎明』第79号

平成23年3月11日の大震災直後、日本を代表する津波研究家、地震学者と呼ばれる偉い先生方が皆口を揃えて「想定外」とのコメントを出した。

報道を見聞きする度に奇異に映ったのは私だけではないと思う。「想定外」とは浅学の裏返しであり、そのことを覆い隠そうとしての言い訳に過ぎない。そもそもプロたる者が用いる手法ではない。

何の場合もそうであるが世の中､絶対ということはあり得ない、予期しないところに必ず危険な落とし穴が潜んでいることは我々も普段の業務を通して経験済みである。

業務上ミスを犯し、「想定外でした」で許されるのであれば、これ程楽な商売はない、特に我々の場合、不動産という命の次に大事な他人様の財産を扱う仕事である。「想定外でした」では到底済まされない、当然プロとしての責任が問われることとなる。下手をすれば損害賠償問題にも発展しかねない。

そもそもプロであれば「想定外」を想定してしかるべきである。私ごときですら髪の毛と同様、薄くなりかけた記憶力、想像力を駆使しつつ、少ない持ち合わせの知識と経験を持って最大限の注意を払っても尚かつ、常に失敗の連続である。それでも予想される「想定外」を自分なりに想定することで辛うじて危険を回避しているのが実情でもある。

「津波てんでんこ」という言葉が我が地域には古くから言い伝えられてきた。大船渡在住の民間津波研究家の故山下文男さんがこの言葉を用いて津波が発生した場合の我々の取るべき行動に警鐘を鳴らしてきた。この七文字はどの様な机上の論文より、はるかに重みがある。

あの高田松原海岸に津波が襲来し、その後市内全域を呑み込むのに3分とかからなかったと言われている。地震発生から津波襲来までの時間は過去を遡れば明治29年の明治三陸津波は20分、昭和8年の昭和三陸津波は30分、そして今回の津波は30分で陸地に到達している。この20分から30分間の行動が生死の分かれ目でもある。この短い時間内に取るべき行動は限られている。他のことに気をとられている余裕はない、自分一人が逃げるのに精一杯の時間であり、この20分～30分の間に「命を守る行動」が求められるのである。これが所謂(いわゆる)「津波てんでんこ」の所以でもある。

私は地震発生時には陸前高田市の広田半島で仕事をしていた。地震が収まり事務所へ移動途中、見慣れた海岸の潮が異常に引いていた、所謂(いわゆる)津波の前兆である引き潮を見て津波を予感できたこと、市街地の渋滞を避け途中でUターンしたこと等運の良さもあるが、瞬時の判断と考えられる事態を想定しながら私なりに正しい行動を取ることができたことが結果として自分の身を守ることに繋がった。

要は地震、津波の発生のメカニズムや地震と津波の因果関係云々は我々一般人にとっては余り重要ではない、自然界は人知を越えており、我々の常識では理解不可能である。地震があれば必ず津波を想定する、そして津波に呑み込まれない為にはどの様な手段と行動をとるべきかがむしろ最重要課題である。

同じ後悔を繰り返さない為に、過去の教訓から学ぶべきことは当然のことではあるが、同時に過去の教訓にとらわれ過ぎると、「想定外」を生む、結果としてそのことが悲劇に繋がることにもなる。

例えば震災前には大船渡市内に過去の津波の高さを表示する標示板がいくつか設置されていたが、これらは全て50数年前のチリ地震津波が基準とされていた。ここまでは来ないであろうとの安易な気持ちが避難を鈍らせた。結果として多くの悲劇を生んだことは想像に難くない。

今被災地では復興事業の槌音が鳴り響いている。そしてその最前線にいるのが我々土地家屋調査士

と言っても過言ではない。

今まで同じ士業の中にあってどちらかというと我々は長年日陰の身に甘んじてきた過去の長い実績がある。しかしながら今や高台移転事業、道路整備事業、住宅建築等のいずれに於いても当然土地の境界確認がその前提とされる。我々が専門とする境界確認は復興事業を支える土台であることは言うまでもない。

復興事業への参画は我々に与えられた数少ない社会貢献であり、同時に土地家屋調査士の社会的地位向上にも直結するものである。

注意すべきは「想定外」という魔物であり、その落とし穴は常に予期しないところに潜んでいることを忘れてはならない。驕りや甘えが往々にしてその危険性を呼び込む場合があることも同時に認識すべきである。

土地家屋調査士という資格がようやく長い眠りから覚め、世間から再評価されつつある現在の状況を傍観し、見過ごしてはならない。将来に繋げるべく何らかの行動を模索すべき時期である。

現状に満足し、その上に胡坐をかくことは「想定外」の危険性をより多く孕むこととなる。時代の流れを察知し、社会の要請、地域の要請の何たるかを見極めながら、真摯に業務に努めることこそ肝要ではないだろうか。私はこの津波で多くの友人、知人を失った。遺体安置所で面会した表情はいずれも志半ばで人生を断念せざるを得なかった悔しさと絶望感を滲ませていた。生かされた自分に後ろめたさを感じながら、彼らのことは生涯忘れることはないし、また忘れてはならないとの強い想いが今の私の生活の原動力ともなっている。同時にそれは残された者の使命でもあると自分に言い聞かせている。

長野会

「長野支部・長野地区研修旅行」

長野支部　品田　尚志

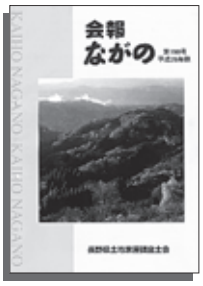

『会報ながの』第190号

平成25年6月28日、やや曇りぎみの中、松代インターバス乗場より、車中の人となった。いよいよ、長野支部・公嘱協会長野地区合同研修旅行「仙台折立・石巻被災地視察と日本三景松島」への2日間の旅が始まった。

長野道から上信越道へ、そして関越・北関東・東北道と約6時間余りバスに揺られながら、自分にとって未開の地へと進んで行った。

車中、アルコールの振舞いがあったものの往路は自粛して、平井支部長の主導で東日本大震災の事前学習を兼ねての勉強会があった。…と云うのも、平井支部長の功績で、大変な人物が我々を待っていたからだ。なんと宮城県会の鈴木修会長が仙台視察の案内を買って出てくれたのだ。鈴木先生のブログから被災地の様子を頭に入れ、重ねて大震災のビデオを見て準備は完了。丁度良いところで仙台宮城インターを降り、昼食会場で鈴木先生と落ち合うこととなった。昼食は、仙台名物「牛タン」だったが、なんとなく信州人にとって見慣れた牛タンとは見た目も味も一味違う気がしたのは気のせいか…。

午後は先生のご案内で仙台市の山手「折立地区」を視察した。丘陵地に造成された住宅地は震災後、建物が3m程移動したらしい…。直線だった道のラインには段差が生じ、今後パラメーター変換にて対処していくらしいが、現在も家が残っているのに、その様な対策で良いのか先生は疑問を感じている様だった…。

続いて、先生のご好意で宮城県土地家屋調査士会館に移動し、震災関連の講義をして頂いた。約2時間、熱くかつ冷静に話された内

容全てを皆様に披露する事は出来ないが､印象に残ったお話を少々。

震災直後、何を考えたか？と云う問いに対して、ここに居なければ分らなかったことや感じることが出来なかったことを伝えること。すなわち『被災地責任』を挙げていた。次に建物が3ｍ程移動した事を前記したが、果たして動いた建物を戻すことが出来るのか？の問いには、折立地区は14条1項地図の地域となっており、せめて14条4項地図に変更出来ないか国に協議した所、現時点での回答は地図を減らすことは芳しくないとの事であったらしい。その他、被災した別の場所のスライドを交え、骨組だけになってしまった建物や、一部屋だけ損壊した建物について滅失登記はしないとか、皆様にはご報告しきれない位の先例の説明が次々と出てくるのであった。最後に震災に関連して先生の一言として、古来日本には『言霊』という言葉があり、「悪い事は言わない。おきて困る事は言わない。」と云う様な慣習があるが、しかし､起きるものは起きる。実際、震災前において10年以内に90%の確率で地震があると云われていたにもかかわらず、何もしなかった。考えたくなかった。これを、想定外と言えるのか？…と述べられた。とても重い。

熱い講義の後、会館前で記念写真を撮影し、一路日本三景のひとつ「松島」へ移動。

鈴木先生は夜の宴会までお付合い下さり、美酒と海の幸で、始終和やかな内に終宴となった。北信流でお開きとなったが(他支部の方もご存知の方もおられるかと思いますが)、先生にはめっぽう新鮮に映っていたらしく、戸惑いながらも堂々とこなされていた。

翌日は、松島の島々を周遊したが、次々と現れる島とウミネコの大群が歓待してくれた。ウミネコは、“かっぱえびせん”がたいそうお好みらしく、曲芸さながら上手に我々の手から食べていくのだから、この快感にはまってしまったらしい某先生は乗船中ほとんど楽しんでおられた。

さて、2日目のメインはいよいよ石巻訪問である。バスはボランティアのガイドさんを乗せ、市内の津波被災地へ。2000世帯、4800人が暮らしていた街は400万tの瓦礫に変わってしまった。震災による死者も、全国で16000人、宮城県で8000人のところ、ここ石巻市では4000人が亡くなったと云う。漁港に近づいてきた。再建された立派な工場も多いが、なぜか活気が無い。なぜか？続いて行く手に小学校が見えてきた。かつて250名の生徒が学んでいた校舎は、3日間燃え続けていたそうだ。

「復興の礎」にてバスを降りた。何も無い。本当に何も無い。まさしく野原だ。かつて街があったとは信じられない光景であった。ここでは津波が6.9ｍに達したらしい。すぐ近くに小高い住宅地があったが、多少の地震の被害があったのみで、命運を分けてしまったそうだ。残酷な線引きを感じた。帰り際に、震災前にラーメン店をかの地で営業していた方に話しを聞いた。店舗をトラックに代えて、焼きそばの営業を始めたそうだ。「何も復興されちゃあいない。まだ母ちゃんさえ出てこない。」との言葉が身に染みた。

最後に復興市場で買物をした。ここで我々に出来る事は、たくさん土産物を買うこと位しか出来ない。何でも良いから買いたくなるのは浪花節なのだろうか。安くて新鮮な名産品を皆心行くまで購入した。I先生におごってもらった生ガキが、たいそう美味くて感激した。このカキを食べるだけでも、東北に来る価値は十分にあると思った。被災地に行く事が復興につながるのだから。

石巻で昼食を食べた後、再び6時間のバスの旅となった。皆、それぞれにくたびれたせいか、車中は往路に比べてずいぶんおとなしく静かな時間が流れた。

旅行記としては少々硬くなってしまいましたが、被災地訪問の旅行報告としてはこんなものでしょうか。名実共に充実した研修旅行でありました。

まじめついでに、最後に被災地で誰もが言った言葉。

「震災を風化させないこと。この状況を広めること。そして、忘れないこと。」

会務日誌　12月16日～1月16日

12月

19～20日

平成25年度第18回正副会長会議
＜協議事項＞
1　各種懸案事項の整理について
2　平成25年度第2回全国会長会議及び平成26年新年賀詞交歓会の運営等について
3　法整備WGにおいて検討した事項について

19日

第1回研究テーマ「東日本大震災継承」会議
＜協議事項＞
1　平成25年度の研究所研究テーマ「東日本大震災の次世代への継承に関する研究」について
2　「災害復興に関する打合せ」について

20日

第1回オンライン登記推進室会議
＜報告事項＞
1　委員の選任及び委員長の指名について
2　オンライン申請件数について
3　国の行政手続のオンライン利用に関する御意見・情報提供について
4　Windows8環境におけるオンライン登記申請のための設定手順について
5　申請用総合ソフトのバージョンアップについて
6　オンライン登記推進室の活動の経緯について
＜協議事項＞
1　オンライン登記推進室の今後の活動内容について
2　移行後に使用するオンライン登記申請関連ツールについて
3　オンライン登記推進室における新しい電子証明書の動作検証について
4　土地家屋調査士会員へのサポート体制について
5　オンライン登記申請環境設定ソフト及びマニュアルの作成等について

24日～25日

第4回財務部会
＜報告事項＞
1　平成25年度財務部事業計画の執行状況について
2　平成25年度財務部会協議事項における未了事項について
3　連合会役職員における団体定期保険廃止後の保険について
4　専門事業者賠償責任保険等の更新について
5　日本司法書士会連合会との打合せについて
＜協議議題＞
1　各種委員等への謝金の支出方針について
2　日本土地家屋調査士会連合会旅費規程の一部改正(案)について
3　日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正(案)について
4　過年度の財務部会における決議事項等の検証について
5　中長期的な財政計画の検討について
6　平成26年度予算(財務部素案)の策定について
7　(有)桐栄サービス取締役(常勤役員)の職に関する確認書(案)について
8　第29回写真コンクールの実施について
9　取扱損害保険の集金代行手数料改定への対応について

26日

第4回特別研修運営委員会
＜報告事項＞
1　第9回土地家屋調査士特別研修の進捗状況について
＜協議事項＞
1　第9回土地家屋調査士特別研修の運営について
2　第8回土地家屋調査士特別研修の決算について
3　平成26年度特別研修特別会計収入支出予算(案)について
4　第10回土地家屋調査士特別研修について
5　今後の会議日程(第9回土地家屋調査士特別研修)について

1月

7日

第2回研究テーマ「地籍管理標準化」同「諸外国地籍」会議
＜協議事項＞
1　平成25年度研究所研究テーマ「地籍管理に関する国際標準化についての研究」「諸外国の地籍制度の実態に関する研究」についての今後の進め方について
2　「諸外国の地籍制度の実態に関する研究」の進め方について
3　中間報告書のまとめ方及び会報(来年度号)への投稿について

7～8日

平成25年度第19回正副会長会議
＜協議事項＞
1　平成25年度第6回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について
2　各種懸案事項の整理について

8～9日

平成25年度第6回常任理事会
＜審議事項＞
1　(有)桐栄サービス取締役(常勤役員)の職に関する確認書(案)について
2　公共事業に係る積極的な受託を促す文書発信について
＜協議事項＞
1　平成25年度第2回全国会長会議及び平成26年新年賀詞交歓会の運営等について
2　平成25年度第2回全国ブロック協議会長会同の運営等について
3　土地家屋調査士に対する懲戒処分情報の公開について
4　連合会における平成26年度の主要な会議に関する日程(案)について
5　各種委員等への報償費の支給について
6　会員必携改訂に向けたWG（ワーキンググループ)等の組成について
7　第10回土地家屋調査士特別研修の開催日程(案)について
8　「筆界特定に関する地域の慣習」調査研究について
9　平成26年度「境界実務講座(仮称)」の準備会議の組成について
10　平成26年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

平成25年度第6回常任理事会業務監査

9日

第1回調査士シンポジウム準備委員会
＜協議事項＞
1　第2回全国会長会議における開催趣旨説明等について

10日

第3回研究テーマ「筆界判断の整合」会議(電子会議)
＜協議事項＞
1　平成25年度の研究所研究テーマ「筆界の判断基準と民法上の判断の整合の研究」について

15日～16日

平成25年度第2回全国会長会議
1　連合会会務報告
2　日調連特定認証局の民間認証局への移行について
3　公共事業に係る入札情報の収集について
4　旅費規程及び役員給与規程の改正について
5　平成26年度事業方針大綱(案)について
6　平成26年度各部等事業計画(案)について
7　各土地家屋調査士会の財政状況に応じた支援について
8　「土地境界実務講座(仮称)」の開催について
9　平成26年度開催のシンポジウムについて
10　質疑応答・意見交換

会長レポート

REPORT

12月16日
～1月16日

12月

18日

塩崎恭久議員「衆議院議員塩崎恭久 第16回21世紀問題懇話会セミナー」

自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の幹事長を務める、塩崎衆議院議員のパーティーに岡田副会長と出席。全調政連から横山会長、小澤幹事長も出席。セミナーは、自民党：石破幹事長はじめ現職閣僚が多数出席され、盛大であった。日本経済の成長戦略に関して、さまざまな角度から示唆をいただく。

19～20日

平成25年度第18回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長出席のもと、年内最後の正副会長会議を招集。各懸案事項の整理について協議を行った。特に、地図対策室には、関係省庁との対応策を確認する。また、年頭に開催する第2回全国会長会議及び新年賀詞交歓会の運営等について協議した。さらに、平成26年度事業方針大綱(案)について会長施政方針を再確認のうえ、全国会長会議にもお示しし、意見収集を行う旨を指示。

1月

7日

日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会　新年挨拶交換会

国会議事堂近くの弁護士会館にて、岡田副会長、菅原副会長、宮嶋副会長、竹谷専務理事と待ち合わせの後、日本弁護士連合会新年挨拶交換会に出席。本年の会務開きとなる。谷垣法務大臣はじめ、多くのご来賓が顔を揃え、華やかな交換会であった。

7～8日

平成25年度第19回正副会長会議

弁護士会館から土地家屋調査士会館へ戻り、各副会長、専務理事、総務部長出席のもと、正副会長会議を開催。改めて、新年のあいさつの後、明日からの常任理事会に付す審議事項・協議事項に関して確認。

翌8日に亘り、間近に迫る土地家屋調査士特別研修案件の詰めや、制度対策本部に組織として具体的に活動できる方策等を協議のうえ指示。

8～9日

平成25年度第6回常任理事会

各副会長、専務理事、各常任理事出席のもと、新年初の常任理事会を招集。TPP対応報告、地図対策室の対応確認、法務省対応報告、政策要望対応等の後、各懸案事項を協議する。平成26年度事業方針大綱(案)及び平成26年度各部事業計画(案)に対して、常任理事から前向きな意見提案が多く出された。

8日

日本測量協会　平成26年新年賀詞交歓会

常任理事会終了後、日本測量協会新年会に出席。国土地理院長からの挨拶が印象的であった。協会会長挨拶によると、日本測量協会は、会員約1万人規模。国土交通省地籍整備課の方々や国土地理院の皆さんにも年賀のご挨拶や日頃のお礼に廻る。

9日

官公署等への年始あいさつ回り

各副会長、専務理事、総務部長とともに日頃からお世話になっている、官公署並びに国会議員の先生方に、新年のご挨拶に出向く。本年は、新年用名刺の他に「しらべてみよう　地面のボタンのなぞ(日本加除出版)」、「境界ADRポスター」、「土地家屋調査士ロゴ入りタオル」をお年賀として持参。各部署、各議員の皆さんから好評をいただく。

15～16日

平成25年度第2回全国会長会議

この冬一番の寒気襲来の中、全国から50名の会長方が参集し、全国会長会議が開催された。日調連から各副会長、専務理事、各常任理事、各理事、各監事も同席し、一日目は、連合会の会務報告を中心に、そして次年度の事業方針大綱(案)及び各部事業計画(案)をお伝えし、全国の事情を踏まえての二日間に亘り忌憚のない意見交換が行われた。全国会長会議にて提言いただいた内容を真摯に受け止め、会務に反映できるよう意識を新たにしたところである。

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成25年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

中国ブロック協議会

記

開催日時	平成26年3月7日(金)午後1時　開始
	平成26年3月9日(日)午後4時　終了
開催場所	〒745-0034　山口県周南市御幸通り2丁目28番地
	「周南市市民交流センター」(JR徳山駅在来線口3階)
	電話 0834－33－7701　FAX 0834－31－3655
	申　込　先　所属する土地家屋調査士会事務局
受講対象者	開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員
	なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成25年12月 2日付

東京	7814	土屋　貴弘	埼玉	2548	古川　　宏
大阪	3201	山﨑　昭典	兵庫	2430	志野木健二
福岡	2237	丸野　正利	愛媛	837	野田　真吾

平成25年12月20日付

東京	7815	山中　徳文	埼玉	2549	山腰　哲矢
岐阜	1250	吉野　淳哉	沖縄	485	宮里　辰也

登録取消し者は次のとおりです。

平成25年 8月11日付	埼玉	2350	斎藤　晴雄		
平成25年 9月18日付	鹿児島	784	穂満　幸一		
平成25年10月27日付	長崎	515	入江　了介		
平成25年11月 1日付	神奈川	1330	田辺　雄也		
平成25年11月 3日付	広島	1354	小迫　宣生		
平成25年11月 7日付	愛知	2810	鈴木　康弘		
平成25年11月11日付	熊本	973	上村　安則		
平成25年11月15日付	茨城	1189	鈴木　髙一		
平成25年11月16日付	愛知	2204	伊藤　　研		
平成25年11月17日付	愛媛	110	阿部　時男		
平成25年11月18日付	大分	813	亀井　孝士		

平成25年12月 2日付

神奈川	2340	中﨑　和雄	神奈川	2454	山下　嘉康
宮崎	652	松田　芳訓	福島	1452	宗方　利勝
青森	642	鎌田　好景			

平成25年12月10日付

東京	6483	和泉　嘉徳	神奈川	1589	富田　一紘
茨城	825	菊池　　勲	広島	95	増岡　晃子
宮崎	500	野田喜久至	高知	504	山下　　修

平成25年12月20日付

東京	4413	平川　清司	東京	7514	太田　芳明
埼玉	1502	田畑　建雄	秋田	980	武石　哲弥
香川	430	谷本　浩吉			

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成25年12月 2日付

東京	7561	穂積　安昭	栃木	902	瀬野尾　勉
静岡	1693	清水謙次郎	静岡	1706	鈴木　悠太
静岡	1725	鈴木　東洋	静岡	1728	長谷川角弥
静岡	1729	松井　孝倫	静岡	1730	永井　浩司
静岡	1732	宮本　　稔	大阪	2288	與倉　郁朗
愛知	2357	柴山　育美	愛知	2682	藤田　昌宏
愛知	2741	鈴木　雅喜	愛知	2768	西山　広明
愛知	2775	柴田　直樹	愛知	2789	吉野　幸介
愛知	2790	石原　健一	愛知	2791	蒲生　佳大
愛知	2809	岡野　孝治	愛知	2835	向田　賢一
広島	1621	改崎　浩三	島根	492	猪俣　　梢
長崎	772	竹永　智彦	長崎	777	髙比良　航
長崎	780	中村　洋介	鹿児島	1046	平山　正樹

平成25年12月10日付

栃木	906	齋藤　　剛	山口	947	桑田　貴昭

平成25年12月20日付

神奈川	2955	堀井　清行	愛知	2568	今井　英喜
愛知	2603	金林　学洙	愛知	2745	鈴木　謙一
愛知	2756	森田　正樹	愛知	2759	深津　　誠
愛知	2760	福井　智之	愛知	2776	滿永　勝志
愛知	2780	伊藤　　卓	愛知	2794	中田　英敏
愛知	2818	伊藤紘一郎	富山	409	髙林　　聡
富山	500	友澤健太郎	長崎	767	高瀬　基嗣

【平成26年度】測量機器総合保険（動産総合保険）の中途加入のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店：有限会社　桐栄サービス／引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

日本土地家屋調査士会連合会共済会　測量機器総合保険の特徴

会員が所有・管理する測量機器（製品No.のある機器に限る）について業務使用中、携行中、保管中等の偶然な事故による損害に対し、保険金をお支払いします。

例えば、①測量中誤って測量機器を倒し壊れた。
②保管中の測量機器が火災にあい焼失した。
③測量機器を事務所、自宅等に保管中に盗難にあった。　等

＜この保険は、日本土地家屋調査士会連合会共済会が保険契約者となる団体契約です＞

【平成26年度保険開始分のお引き受け条件】

◎保険料について　→　保険金額10万円につき、年間保険料は2,650円となります。
※保険金額の算出については次ページをご参照ください。
保険料率は昨年度と変更ございません。
（例）保険金額100万円の場合、年間保険料は26,500円

◎縮小支払割合90%（昨年度と同様）となります。
→　損害保険金＝（損害の額－免責金額）×保険金額(注)／保険価額（時価額）×90%
（注）保険金額が保険価額（時価額）を超える場合は、保険価額（時価額）とします。

◎免責金額は15万円（昨年度と同様）となります。

＜平成27年度以降のお引き受け条件について＞

・平成27年度以降の保険料につきましても、本総合保険制度（団体契約）の損害率（支払保険金／保険料）に応じて保険料の引き上げ・引き下げを行う取扱いといたします。

1. 保険の対象

会員が所有・管理する「製造No.のある測量機器」（下記①～③のみ）

①測量機器本体（従来方式のトータルステーション、トランシットに限ります。）
②プリズム（製造番号がないものはお引き受けできません。）
③整準台（測量機器本体と合わせて申し込む場合のみ対象とします。）

※製造No.のない測量機器及び三脚は保険の対象になりません。
※データコレクター、ポケコンは保険の対象になりません。
※GPS方式の測量機器については、保険の対象となりませんので、個別に桐栄サービスまでお問い合わせください。

2. 保険金額の設定方法

保険金額は保険価額（時価額）を基準として設定します。
（千円位を四捨五入し万円単位とする。）

＜保険価額（時価額）の算出方法＞保険価額（時価額）＝購入時の定価×償却率係数

※購入時の定価、購入年については購入当時の資料（領収書・明細・カタログ等）をご確認の上、正確に設定してください。正確な設定がない場合、事故発生時に損害の額を全額お支払いすることができなかったり、お客さまにとって保険料の無駄なお支払いとなることがありますのでご注意ください。

＜償却率係数＞

購入年（平成）	25年	24年	23年	22年	21年	20年	19年	18年以前
係　数	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3

※平成26年4月以降に購入された場合は下記係数をご使用ください。

購入年（平成）	26年	25年	24年	23年	22年	21年	20年	19年以前
係　数	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3

3. 年間保険料

$$\frac{\text{保険金額（上記保険価額で設定してください。）}}{\text{10万円}} \times \text{2,650円} = \text{年間保険料（1円単位を四捨五入し10円単位とします。）}$$

（ご加入例）

1. 保険の対象とする測量機器の製造番号をご確認ください。（製造番号のないものは対象となりません。）
   （例）測量機器本体（製造番号23046）・平成21年購入・購入時の定価105万円
2. 測量機器の購入価額、購入年をご確認の上、保険価額（時価額）を計算してください。

保険の対象	購入時の定価（A）	購入年（平成）	償却率係数（B）	保険価額（A）×（B）
測量機器本体	105万円	21年	0.6	63万円

（例） $\dfrac{\text{63万円（保険金額…保険価額通り設定の場合）}}{\text{10万円}} \times \text{2,650円} = \text{16,700円}$

$$\text{16,700円} \times \frac{\text{11か月}}{\text{12か月}} = \text{15,310円（お支払いただく保険料）}$$

4. お支払いする保険金等の額

$$\left[\left(\text{損害の額（時価額）} - \text{免責金額}\right) \times \frac{\text{保険金額}^{(注)}}{\text{保険価額（時価額）}}\right] \times \boxed{\text{縮小支払割合 90\%}} = \text{損害保険金}$$

※免責金額＝15万円。免責金額は、全損（推定全損を含みます。）および火災、落雷、破裂・爆発以外の事故により発生した損害について適用されます。1個の保険金額が付せられている保険の対象ごとに1回の事故によって生じた損害の額が15万円を超える場合に限り、その超過額に対して、損害保険金をお支払いします。

※お支払いする損害保険金の額は、保険金額が限度です。ただし、保険金額が保険価額（時価額）を超える場合は保険価額（時価額）が限度となります。

※修理内容・修理金額によっては、それが保険金額の範囲内であってもそれをここでいう『損害の額』とすることができない場合があります。すなわち、その修理によって、その後その物件の耐用年数が延びる等の価値の増加が見られる場合はその分を控除したものを『損害の額』として算出することになります。

（注）保険金額が保険価額（時価額）を超える場合は、保険価額（時価額）とします。

5. 保険金をお支払いする主な場合

	保険金等をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
損害保険金	●保険の対象である動産について、火災、落雷、破裂・爆発、盗難、破損、取扱い上の不注意等の偶然な事故によって生じた損害がお支払いの対象となります。 （注）別途定める免責事由に該当する事故を除きます（「保険金等をお支払いしない主な場合」をご参照ください。）。 例えば、次のような損害が対象となります。 ① 火災、落雷、破裂・爆発によって生じた損害 ② 風災、雹（ひょう）災、雪災によって生じた損害 ③ 盗難による損害 ④ 航空機の落下、車両・船舶などの衝突によって生じた損害 ⑤ 衝突・脱線・転覆等の輸送中の事故によって生じた損害 ⑥ 水濡れによって生じた損害（雨、雪もしくは雹（ひょう）の吹込みや雨漏り等による場合を除きます。） ⑦ 上記①～⑥以外の不測かつ突発的な事故（破損、汚損等）によって生じた損害等	●損害保険金 上記4.「お支払いする保険金」をご参照ください。
費用保険金	●残存物取片づけ費用保険金 損害保険金が支払われる場合で、残存物の取片づけのために費用を支出した場合	●残存物取片づけ費用保険金 実費（損害保険金の10%限度）をお支払いします。
費用保険金	●修理付帯費用保険金 火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、保険会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用がある場合（代替物の賃借費用等。ただし、居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。）	●修理付帯費用保険金 1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。
損害防止費用	●損害防止費用 損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用がある場合	●損害防止費用 損害保険金とあわせて保険金額を限度にお支払いします。

6. 保険金等をお支払いしない主な場合

次に掲げる事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

●保険料をお払込みいただく前に生じた事故

●保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害

●被保険者でない方が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方（その方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の方が受け取るべき金額についてはお支払いします。

●風、雨、雪、雹（ひょう）もしくは砂塵（じん）の吹込みや雨漏り等による損害。ただし、保険の対象を保管する建物またはその開口部が風災（台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。）、雹（ひょう）災または雪災（豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。）または不測かつ突発的な事故によって直接破損した結果、保険の対象が損害を受けた場合は保険金をお支払いします。

●直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって生じた損害

●核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害。また、これら以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害

●保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は保険金をお支払いします。

●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

●直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は保険金をお支払いします。

●直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって保険の対象を管理する方が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害の場合は、保険金をお支払いします。

●直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐蝕によって生じた損害

●紛失または置き忘れによって生じた損害

●外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災（焦損害を除きます。）または、破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。

●保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災または、破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。

●台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害

●詐欺または横領によって生じた損害

●保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害。ただし、加工着手から加工終了までの加工または製造に直接起因しない損害については「火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹（ひょう）災、雪災、外部からの物体の飛来・落下、水濡れ、騒擾（じょう）、労働争議、盗難」に限定して保険金をお支払いします。

●真空管、電球等の管球類に単独に生じた損害

●かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げ等、保険の対象の機能に直接関係のない外形上の損傷。ただし、これらの損害が、これら以外の損害と同時に発生したときは、保険金をお支払いします。

●万引きその他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者によって盗取されたことによって生じた損害

●検品または棚卸しの際に発見された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害の場合はお支払いします。

●保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害

●保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の従業員等が、単独または第三者と共謀して行った盗取その他の不誠実行為によって生じた損害

●美術品等の格落ち（保険の対象の価値の低下）によって生じた損害

●保険の対象である楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断、打皮の破損または音色もしくは音質の変化に

よって生じた損害
●自力救済行為等によって生じた損害
●1時間未満の電力の停止や異常な供給により、保険の対象である商品・製品・原材料等のみに生じた損害
●異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害
●脱毛による損害
●保険の対象が耕工作車・機械である場合には、ガラス部分、ベルト、ゴムタイヤ、キャタピラ、ショベル等の歯または爪、バケット、フォーク等のみに生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、保険金をお支払いします。
●温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害。ただし、保険の対象が冷凍・冷蔵・保温物である場合には、温度変化による損害は、偶然な事故による冷凍・冷蔵・保温設備装置の物理的な損傷等または、同一敷地内での火災、落雷、破裂・爆発に起因し、1時間以上の機能の停止があった場合に生じた損害に限りお支払いの対象になります。
●保険の対象が水中もしくは地中にある間または空中に浮遊している間に生じた損害
●保険の対象が宝石・貴金属である場合には、営業時間外において金庫外に保管中の保険の対象に生じた盗難による損害
●消耗品に単独に生じた損害
●修繕費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用
●保険の対象が登録等(道路運送車両法に規定する登録車両番号の指定または市町村長(東京都特別区は都知事とします。)交付の標識をいいます。)を受けている場合に、その保険の対象につき生じたすべての損害
●保険の対象が自動販売機等(精算機、両替機等現金受入機器を含みます。以下同様とします。)またはそれに収容された商品もしくは現金である場合は次のいずれかに該当する損害
①保険の対象が自動販売機等の場合
ア．汚れ、へこみ、すり傷、塗料のはがれ等の単なる外観の損傷であって自動販売機等の機能に支障をきたさない損害
イ．真空管、ブラウン管、電球、その他これらに類似の管球類もしくは液晶に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
ウ．貨紙幣づまり等の故障
②保険の対象が自動販売機等に収容された商品または現金である場合
ア．自動販売機等の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して、保険の対象が規定量または規定額以上に出ることによって生じた損害
イ．棚卸しまたは検品もしくは売上代金回収の際に発見された保険の対象の数量不足によって生じた損害。ただし、外部からの盗難の形跡が明らかであって、かつ数量の不足がトータルカウンター等の記録により証明された場合は除きます。
ウ．勘定間違いによって生じた損害および偽変造貨紙幣によって生じた損害

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金等をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約を必ずご確認ください。

7．ご加入の方法

(1)申込先：有限会社桐栄サービス
(申込書類は桐栄サービスまでご請求ください。)

(2)申込締切：平成26年4月18日(金)

(3)保険期間：平成26年5月1日午後4時から平成27年4月1日午後4時まで
※4月1日が保険始期の募集につきましては締め切らせていただいております。
※5月1日が保険始期となりますので、ご注意ください。
※申込締切日以降のご加入については、毎月20日締切、保険期間は、翌月1日から平成27年4月1日午後4時までのご加入となります。

(4)保険料のお支払方法：現金書留封筒に申込書・計算シートを同封の上、桐栄サービスにご送付ください。
※保険料の払込方法はその全額を払い込む一時払となります。
※詳しくは桐栄サービスまでお問い合わせください。

8. その他ご加入の際の注意点

●この保険は、日本土地家屋調査士会連合会共済会が保険契約者となる団体契約です。
●この保険（動産総合保険）の被保険者（保険の補償を受けられる方であり、保険の対象の所有者等）は、日本土地家屋調査士会連合会共済会の会員に限ります。
●ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約（特約書・覚書等を含みます。以下同様とします。）によって定まります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。（被保険者には約款は配布しておりませんので、約款・特約が必要な場合は、お手数ですが、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。）
●ご加入いただいた後にお届けいたします加入者証は、内容をご確認の上、大切に保管してください。
●事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。保険金請求の手続きにつきましては、引受保険会社から詳しくご案内いたします。なお、事故の日から30日以内にご連絡がない場合には、保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
●保険金額の設定につきましては、次の点にご注意ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、加入申込票の保険金額欄、普通保険約款・特約にてご確認ください。
　○事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は保険の対象の保険価額（時価額）(注)いっぱいに設定してください。
　保険金額が保険価額に対し過小または過大である場合には、損害の額の一部しか補償されなかったり、保険料の無駄払いとなることがあります。
　（注）保険価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額（時価額）であって、再調達価額（損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の質、用途、規模、型および能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。）から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。保険価額は、保険金額の設定、損害の額の算出の基準となり、保険金も時価額を基準にお支払いします。
●事故が起こったときの引受保険会社へのご連絡等
　事故が起こったときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

①損害の発生および拡大の防止（消防車、救急車は119番）
②盗難事故の場合、警察へ連絡（警察は110番）
③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」　事故は　いち早く　**0120-258-189**（無料）へ

●保険金のご請求時にご提出いただく書類
　被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。
※1　特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか各特約に定める書類をご提出いただきます。
※2　事故の内容、損害の額等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類※ ※事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類をいいます。	警察署・消防署の証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書
(3) 保険の対象の価額、損害の額または費用の額を確認する書類	
①保険の対象の価額を確認する書類	固定資産台帳、売買契約書、取得時の領収書、棚卸台帳・仕入伝票、現金出納帳・売上伝票、図面・仕様書
②損害の額、費用の額・支出を確認する書類	修理見積書・請求書・領収証、損害明細書
(4) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
①保険の対象、保険金の支払対象となる動産等であることを確認する書類	メーカー保証書、売買契約書、送り状、発送伝票
②保険金請求権者を確認する書類	委任状、印鑑証明書・代表者資格証明書、住民票、戸籍謄本
③損害が生じた物の所有者（所有権、賃貸借に関する債権債務の範囲等を含みます。）を確認する書類	固定資産台帳、賃貸借・リース契約書、入出庫伝票
④質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類	質権者の保険金請求書および債務残高証明書、引受保険会社所定の保険金直接支払指図書／証
⑤引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
⑥他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、保険会社等からの支払通知書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注1)の確認を終えて保険金をお支払いします(注2)。

（注1）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注2）必要な事項の確認を行うために、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会、専門機関による鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された災害の被災地域における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

●保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100％補償されます。

●本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ（http://www.ms-ins.com）をご覧ください。

〈お問い合わせ先〉

日本土地家屋調査士会連合会共済会

＜取扱代理店＞有限会社桐栄サービス（担当：三神）

東京都千代田区三崎町1丁目2－10　土地家屋調査士会館6F　TEL 03（5282）5166

＜引受保険会社＞三井住友海上火災保険株式会社　広域法人部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3－11－1　TEL 03（3259）6692

B13-102771　使用期限：2015年4月1日

ちょうさし俳壇

第345回

粛々と　水上陽三

凍上の踝埋む滅法晴
枯野行く光まみれになりたくて
寒靄や夢寐のうちなる向う山
崖線は緑地保全区木菟の声
粛々と久慈川を流るる綿氷

雑詠　水上陽三選

東京　黒沢利久

その声のまだあどけなき初鴉
撫牛の頭光れり初詣
冬日向馴染になりし猫の顔
鳴く声の妻に甘へて冬の猫
人日や奔馬となれり雲の形

茨城　島田　操

庭に来る鳥に餌を撒く寒の内
籠りても針仕事ある寒の妻
良く笑ふ客も交じりて小正月
姑が嬰を抱きて初詣
息災に生きて二人の七日粥

茨城　中原ひそむ

初御空天寿の妙のささやきも
老いの身は妻と炬燵寝日々無為に
建国日昔は国旗軒ごとに
日脚伸ぶ老々介護早や三年
遺言のほどの財なし炉を塞ぐ

長野　中沢　武

碑の雪に埋もる役場跡
孫は英語爺は俳句で年送る
冬入り日帰る鴉の群仰ぐ
ともかくも日和つづきの師走かな

今月の作品から　水上陽三

黒沢利久

人日や奔馬となりて雲の形

人日は一月七日、中国漢代に六日までは獣畜を占い、七日に人を占ったことからの名という。今年は甲午の年でもあり奔馬となって雄飛したい年にしたいという願望が詠わせたものであろう。

島田　操

息災に生きて二人の七日粥

正月七日、七種類の若菜を粥に炊き込んで食べ祝う行事であることはいうまでもない。年取った夫婦にとって共に味わう事の出来る幸せは、二人して息災に生きることに尽きると言えよう。老夫婦の益々のご健勝をお祈りしたい。

中原ひそむ

遺言のほどの財なし炉を塞ぐ

作者は三年来奥方の介護をされているようである。老々介護の作品も見えるが、現実を悲観すること無く一日一日を少しでも楽な気持ちで過ごしていただくために、俳句によって大いに気晴らしをして欲しいと思う。ところで、上掲の作品で感心したことは、上五中七はごく一般的なフレーズで、諦めに似た哀しさを漂わすが、季語の斡旋によって暖かい春を迎える期待感が窺われ見事で決まっていることである。

中沢　武

碑の雪に埋もる役場跡

作者は信州上田の人。初めて投句された方である。恐らく移転してしまった初代の役場跡が碑に残されているのであろう。俳句として評価する以前の問題として、風土の変遷を何らかの形で記憶しておくために俳句という形をもって楽しむのも意義あるものと考える。継続して励まれることを祈って止まない。

【ご投句方法】

◆所属の土地家屋調査士会名
◆俳号
◆俳句（一口3～5句程度）

以上をお書きの上、下記の方法にてお寄せください。

郵便：〒101-0061
東京都千代田区三崎町一丁目2番10号
日本土地家屋調査士会連合会
広報部係

FAX：03-3292-0059
電子メール：rengokai@chosashi.or.jp

平成25年度土地家屋調査士試験の結果について

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6条第1項の規定による平成25年度土地家屋調査士試験の合格者が発表されました。

同試験の結果の概要は、下記のとおりです。

なお、平成25年度土地家屋調査士試験合格者の「受験地・受験番号・氏名」は、平成26年1月10日付け官報に掲載されています。

記

試　験　日	筆記試験（8月25日）、口述試験（11月21日）	
出願者数	6,017名	
受験者数	4,700名（午前の部の試験を免除された者であって午後の部を受験した者並びに午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。）	
合格者数	412名（男390名・94.7％　女22名・5.3％）	
筆記試験合格点	午前の部の試験を受験した者	午前の部の試験　満点100点中70.0点以上 かつ 午後の部の試験　満点100点中71.5点以上
	午前の部の試験を免除された者	午後の部の試験　満点100点中71.5点以上

（午前の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点60点中30.0点に、記述式問題については満点40点中35.0点に、午後の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点50点中30.0点に、記述式問題については満点50点中30.0点にそれぞれ達しない場合には、それだけで不合格とされた。）

平均年齢	39.02歳		
最低年齢	23歳	3名	
最高年齢	69歳	1名	※年齢はH25.12.13現在

生年別合格者数

生年	人数
平成2年	3
平成1年	2
昭和63年	6
昭和62年	7
昭和61年	6
昭和60年	16
昭和59年	14
昭和58年	16
昭和57年	18
昭和56年	16
昭和55年	14
昭和54年	24
昭和53年	22
昭和52年	16
昭和51年	14
昭和50年	26

生年	人数
昭和49年	17
昭和48年	26
昭和47年	18
昭和46年	17
昭和45年	6
昭和44年	14
昭和43年	8
昭和42年	7
昭和41年	4
昭和40年	9
昭和39年	5
昭和38年	5
昭和37年	9
昭和36年	6
昭和35年	5
昭和34年	5

生年	人数
昭和33年	6
昭和32年	4
昭和31年	3
昭和30年	2
昭和29年	9
昭和28年	2
昭和26年	1
昭和22年	1
昭和21年	1
昭和20年	1
昭和19年	1
合計	412

受験地別合格者数

受験地	人数
東京	175
大阪	63
名古屋	59
広島	18
福岡	42
那覇	8
仙台	21
札幌	10
高松	16
合計	412

お知らせ

日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行等に関する重要なご案内

日本土地家屋調査士会連合会

平成18年に日調連特定認証局を構築して以来、連合会では多くの会員にご理解とご協力をいただき、国が進めているオンライン登記申請の促進に協力して、平成25年9月末日までに累計23,722枚の電子証明書を発行してまいりましたが、現認証局の運営には多額の費用を要し、連合会の財政にとって大きな負担となっていました。

そのような状況の中、平成23年11月に、土地家屋調査士法施行規則が改正され、連合会が提供する情報に基づき、他の認定認証事業者が土地家屋調査士であることを証明する電子証明書を発行することが可能になったことから、昨年6月18日、19日に開催した第70回定時総会において、現認証局が行っている業務を、経費の節減が見込める「電子署名及び認証業務に関する法律」上の認定を受けた民間の認定認証事業者（以下「新認証局」という。）に委託したいとする議案を上程し、可決承認されたところです。

これを受けて、連合会では、委託先となる新認証局の選定や電子証明書の配付方法について検討を続け、その結果、セコムトラストシステムズ株式会社が運営する「セコムパスポート for G-ID」の認証サービスを選ぶこととし、土地家屋調査士であることを証明するファイル形式の電子証明書の発行等の業務を委託することといたしました。

詳細につきましては、順次確定次第、ご案内をいたしますので、円滑な移行のために、会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

1　現認証局で発行した電子証明書の失効時期

現認証局については、2015年（平成27年）3月中旬を目処に閉局したいと考えており、そのため、2015年（平成27年）2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書のすべてを失効させる予定としております。

なお、保有する電子証明書の有効期限の途中で利用ができなくなる会員に対しまして、現認証局が発行した電子証明書の利用ができなくなる期間に応じて、新認証局で発行する最初の電子証明書の発行負担金を、その期間に応じて割引することを検討しています。

2　新認証局が発行する電子証明書の申込み

申込みの窓口は、現行認証局と同じく、連合会となります。

連合会では、現認証局が発行した有効な電子証明書を保有している会員に対しまして、新認証局から電子証明書を発行するための申込書を送付します。申込書の送付開始は2014年（平成26年）8月上旬からになる見込みです。

新認証局における電子証明書の発行は、2014年（平成26年）10月中旬からを予定しており、新

認証局から電子証明書の発行が開始された後は、現認証局からの電子証明書の発行は行いません。

新認証局からの電子証明書の発行のタイミングは、現認証局が発行した電子証明書の有効期限によって次の3つのグループに分かれますが、**どのグループであっても、なるべく早期に新認証局から発行される電子証明書の利用申込みをいただきますようお願いします。**

Aグループ　電子証明書有効期限：
2014年10月中旬～11月中旬

優先して新認証局から電子証明書を発行しますが、発行開始直後は、発行事務が集中することも予想され、新認証局における電子証明書の発行が遅れた場合には、電子証明書の利用ができない期間が生じるおそれもあります。

現認証局では、有効期限の3か月前を目処に新しい電子証明書を発行するための利用申込書を送付することとしております。電子証明書の利用できない期間を確実になくしておきたいと考えられる会員におかれましては、新認証局から発行する電子証明書の申込みだけでなく、利用できる期間は僅かなものとはなりますが、現認証局からの電子証明書の発行請求の手続も併せてお願いします。

Bグループ　電子証明書有効期限：
現在～2014年10月中旬

現在利用している電子証明書の有効期限日の翌日から、新認証局において発行した電子証明書を確実に入手できるようになると想定される同年11月中旬までの間、電子証明書の利用ができなくても影響ないという会員におかれましては、現認証局の電子証明書の発行の申込みを行わず、新認証局から発行する電子証明書のみにお申込みいただきますようご協力をお願いします。

なお、電子証明書の利用ができない期間をなくしたいとする会員におかれましては、新認証局が発行する電子証明書の申込みだけでなく、利用できる期間は僅かなものとはなりますが、現認証局が発行する電子証明書の発行請求も、併せて手続きいただきますようお願いします。

Cグループ　電子証明書有効期限：
2014年11月中旬以降又は新規

2015年（平成27年）2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書をすべて失効する手続を行う予定であり、それまでに新認証局からの電子証明書を発行できるよう早期に利用申込みいただきますようお願いします。

3　電子証明書の発行方式

指定されたサイトから、ファイル形式の電子証明書をダウンロードする方式とする予定でおります。

現行のICカードに換えて、ファイルを参照するというだけで、それ以外の使い方は、これまでと変わることはありません。

なお、ダウンロードは1回限りとなります。ダウンロードの方法や使い方に関して、ヘルプデスクを開設する予定でおりますので、ご参照いただきますようお願いします。

詳細は追ってお知らせします。

日調連特定認証局移行スケジュール（発行） ※変更になる場合があります。

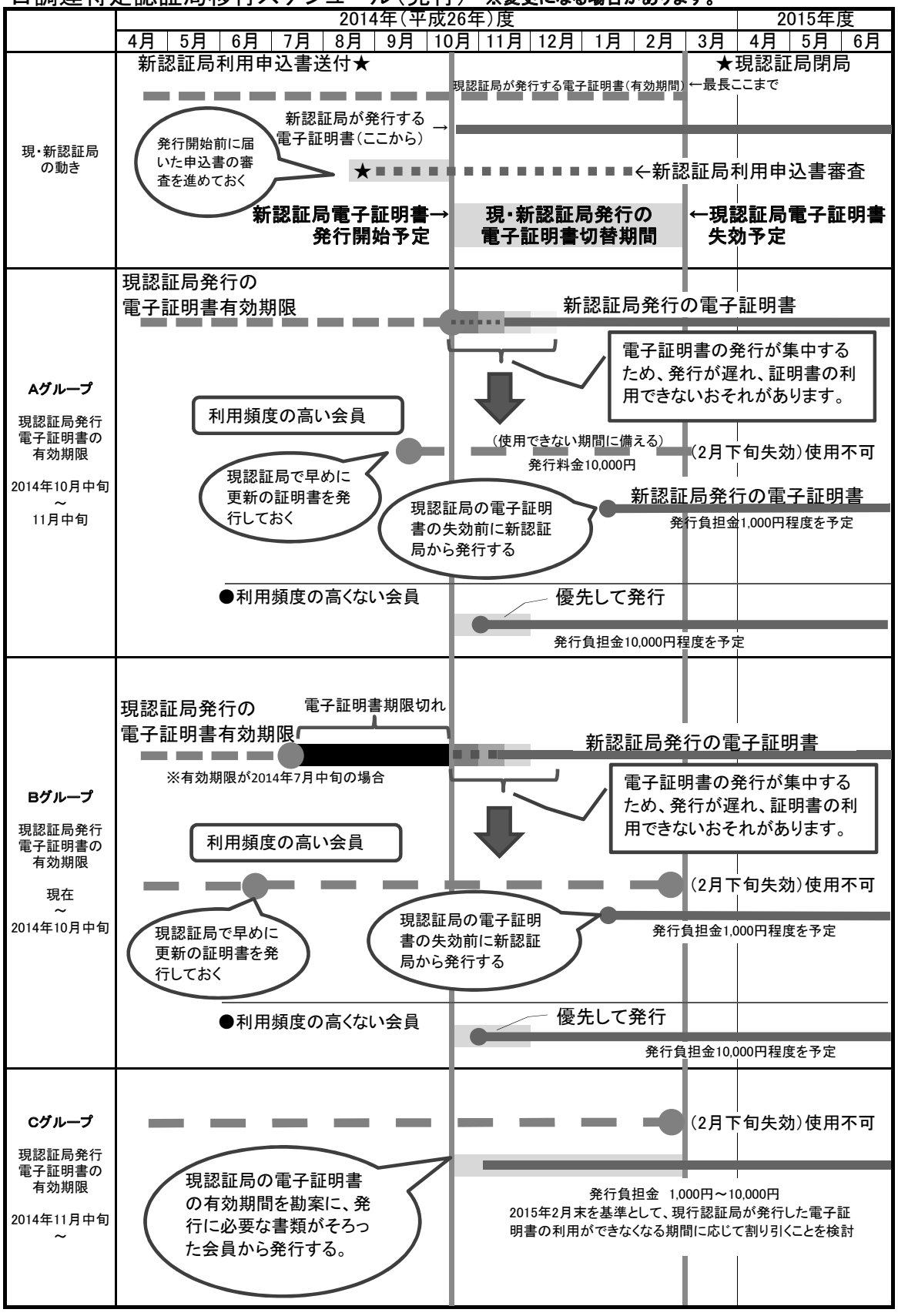

国民年金基金から

備えあれば憂いなし

東京会　土地家屋調査士　　市川　新太郎

この度、土地家屋調査士国民年金基金事務局から連合会報への記事掲載の依頼をいただき、改めて年金基金に携わった月日を懐かしく思い出しました。

平成11年9月から平成18年3月までの6年7か月余りを、代議員、また理事として年金基金の重要性を訴えさせていただきました。私が代議員として在任当時、3,000名近くいた加入員も平成25年11月には2,409名と、2割近く減少しているようです。減少には色々な問題があるようですが、近年の土地家屋調査士受験者の減少により、若い人たちの加入率が減る一方、年金受給者が増え、土地家屋調査士の世界も老齢化が進んできている証ではないかと思われます。

しかし、全国の土地家屋調査士登録者数は17,600名近くおり、それを考えると2,409名はあまりに少ない加入数と思われます。私が代議員､理事の当時、皆さん方に年金基金の重要性を説明し、加入をお願いして回りましたが、私も当時はまだ若く、なかなか実感のこもったご説明が出来なかったのではと反省しております。

私事ですが、国民基礎年金に20歳から加入し40年間掛け続け60歳から基礎年金を受給しておりますが、2ヶ月で約120,000円(介護保険料10,400円が差し引かれた金額)、1ヶ月約60,000円にしかなりません。これを補てん出来るのは年金基金しかありません。私も平成3年から平成19年まで16年間加入させていただき、平成23年から受給しておりますが、今更ながら、年金基金の有難さが分かりました。

国民年金基金は老齢年金に上乗せする制度として考えられ、営利を目的にした一般企業とは異なり、厚生労働大臣が認可した公法人であり、より多くの年金を受けたいという個人の自助努力に、国が支援するという制度となっています。

また、国民年金基金の掛金は年額816,000円までは社会保険料控除として所得控除されるなど、税制面でも大変優遇されており、現在、職能型25基金、地域型47基金が設立されていますが、全ての基金が同一掛金・同一給付を行うこととされています。

思えば、自営業者の年金基金が国会で議論され始めたのは昭和62年頃からだと記憶していますが、職能型土地家屋調査士国民年金基金が誕生した平成3年まで、当時の連合会役員の方々のご苦労は並大抵のことではなかったと思い、感謝の気持ちで一杯です。(設立要件は加入者が3,000人以上必要だったと記憶しています。)この土地家屋調査士国民年金基金制度は、我々の老後の生活のためのみ成らず、土地家屋調査士制度の知名度アップにも繋がっていることを忘れてはならないと思っております。

最近は、土地家屋調査士法人や会社等を設立し、厚生年金に加入する会員が多くなっているようですが､まだまだ個人経営の方々が多くいらっしゃいます。“老後なんてまだ先のこと”と思わずに早い時期に加入すれば掛金がそれだけ安くなり、ちょっとした積み立ての感覚で利用していただければと思います。

会員の皆様が老後の生活のことをお考えであれば、是非、年金基金に加入していただきたいと思います。

「備えあれば憂いなし」です。

国民年金基金から

速報！

●土地家屋調査士の皆さまへ
国民年金基金からの大切なお知らせ!!

平成26年4月から、掛金が変わる予定です！

国民年金基金制度では、少なくとも5年ごとに財政再計算を行い、掛金を見直すことが法令等により義務づけられております。（※前回の財政再計算は平成21年4月）

平成25年度はこの「再計算」を行う年にあたるため、現行商品を見直し、**平成26年4月から新しい掛金額が適用される予定です。**

変更になるのは26年4月以降に新規加入、増口をされる場合の掛金ですので、現在、基金に未加入で新規加入をお考えの方、基金に加入中で増口をご検討の方は、新規加入、増口ともに26年3月末までにされることをお勧めいたします。

平成26年3月末までに新規加入・増口のお申込みをいただければ、現在の掛金額が60歳まで変わることなく、ずっとご加入いただけます。

＊＊＊　この機会に、将来の生活設計について考えてみませんか！？　＊＊＊

☆ ★ ☆ ★ 加入ありがとうキャンペーン ★ ☆ ★ ☆

9月 ご当選者発表

池田 武史 様　（香川県在住）
石原 健一 様　（愛知県在住）
江口 琢磨 様　（兵庫県在住）

9月のご当選者の方々には
『岩手』の美味しいものとして
牛タンカレーやふかひれラーメン、
新米などの詰合せを贈らせていただきました。

ご当選の方々から
『色々と詰合せてあってとても楽しめた』
『美味しかった』と
喜びのコメントをいただきました。

おめでとうございます！

編 集 後 記

「人生を豊かにする彩り」vol.7

今回は【紫色】のお話。

推古天皇の時代、聖徳太子により、日本で初めて制定(西暦604年)された「冠位十二階」の中で最上位である冠位(大徳)の色は「濃紫」であったとする説があります。染色の場合、紫色は昔から染料(ムラサキソウ)が手に入れにくかったこともあるので、なるほどと頷ける説なのではないでしょうか。

こういったことからも分かるように、【紫色】には品位、尊敬、高貴という意味合いを持たせています。

さらに【紫色】は、何か人知を超えた神秘的な力を宿す色でもあります。占い屋さんの看板などに、よく使用されていると気付かれた方も多いのではないでしょうか。

また、【紫色】はファッションの中では、女性らしさと気品を併せ持つ色であることから、女性であれば女性らしさをさらに引き上げてくれるのですが、男性の場合はなかなか難しく、位負けすることが多い色のようです。そう言えば私も、去年娘にもらった紫色のネクタイを締めるのに半年かかりました。

赤と青の中間色である【紫色】は、同様に情熱の【赤】と冷静の【青】を含んでおり、高い精神性と洞察力、癒しの力を持っています。創造力や直観力を高めたいときにも効果が期待できますので、必要を感じたときには是非【紫色】を傍に置いてください。ハンカチとか靴下、小物でも十分にその効果が期待できます。もちろん、ネクタイでも構いません。

気持ちが落ち込んでいるときには、紫の絵や花を眺めながら、ご自身を癒してあげることも大切です。

【紫色】を好きな色に挙げられる方には、物事の本質や高志を大切にし、また探求心が旺盛である方が多いようです。

さて、いつか紫のスーツを着こなせるようになれたらいいのですが、とりあえずは作業服の色から変えてみることにします。

(色彩効果については、友人であるカラーセラピスト上野氏にご助言をいただきました。)

広報部次長　金子正俊

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価　　1部　　100円
　　1年分　1,200円
送料(1年分)　1,008円
(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者　会長　林　千年

発行所　日本土地家屋調査士会連合会©

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所　十一房印刷工業株式会社

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局（以下「日調連特定認証局」）が発行する電子証明書をなぜ取得する必要性があるの？

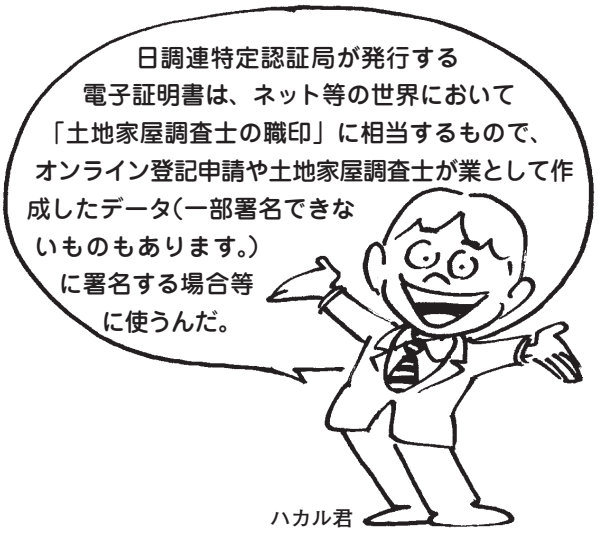

Q2. どうすれば電子証明書を取得できるの？

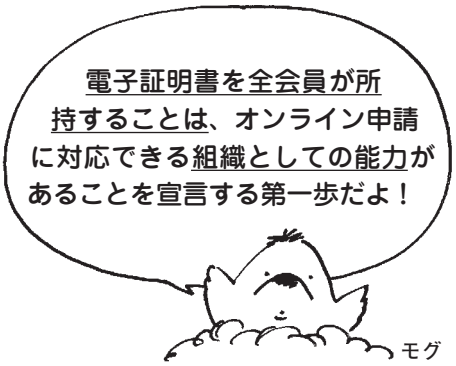

【不動産登記法が要求している３本柱】

不登法は、以下の３点を土地家屋調査士に問いかけているといえます。

1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？

2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？

3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

☆ご注意願います☆

平成22年3月31日までに発行された電子証明書は、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。
事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。
利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、電子証明書を失効します。
業務に支障が出る場合もありますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意くださいますようお願いします。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX（03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061　東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局　行)にて連合会あてお申し出ください。

○　所属会名　　○　所属支部名　　○　登録番号(半角)　　○　氏名

○　事務所所在地(郵便番号も記入)　○　Mail（半角）　　○　Tel（半角）　　○　Fax（半角）

なお、市町村合併等により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、同事項変更完了後に利用申込書の発送となりますのでご了承ください。

電子証明書利用申込書の配布については、以下のとおりとなっております。

初回配付(電子証明書の初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償

2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：**有償(1,000円)**

電子証明書を取得するまでの流れ

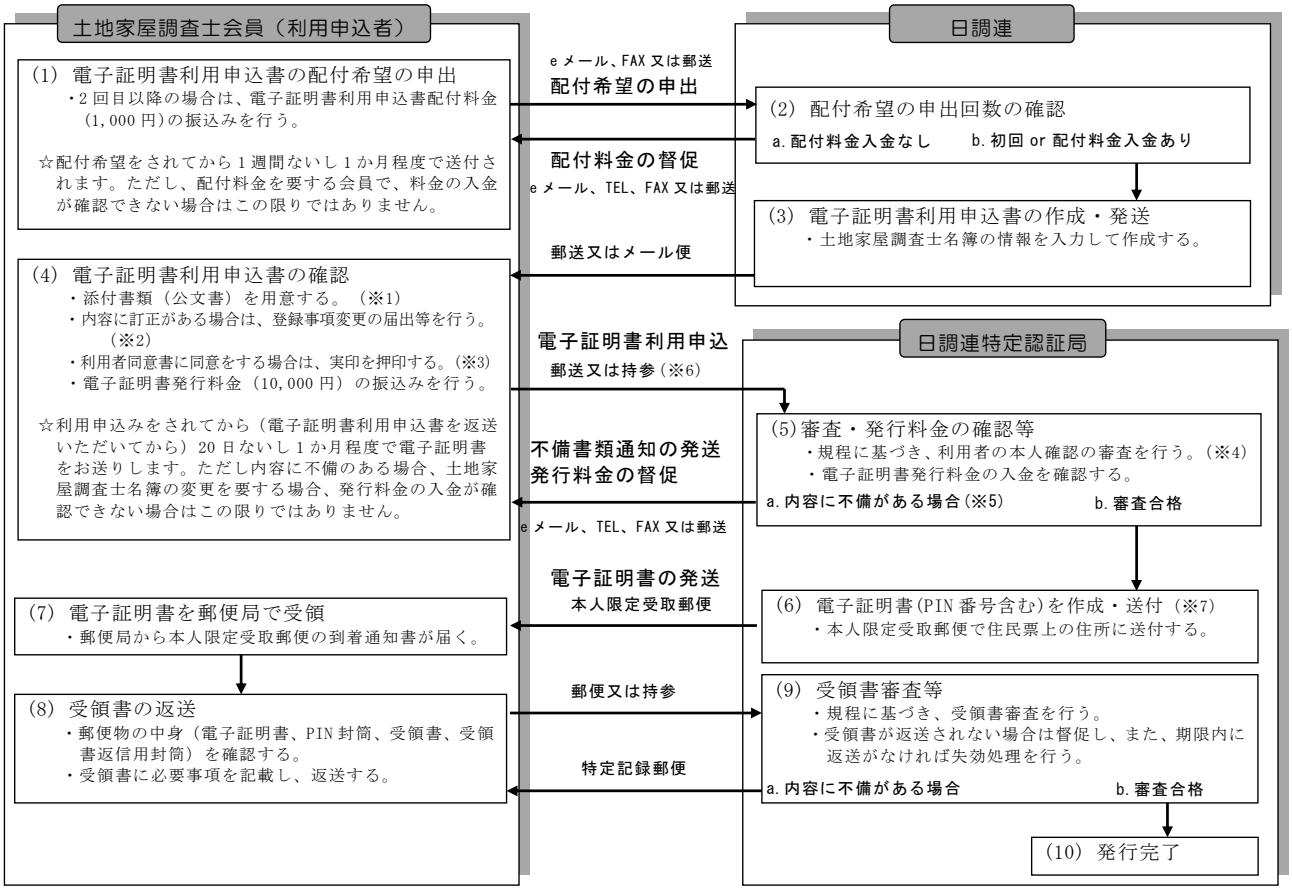

（※1）　住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。

（※2）　日調連特定認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所に実印を押印して日調連特定認証局に送付してください。

（※3）　電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。

（※4）　規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、電子証明書発行までに時間がかかることがございます。

特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。

（※5）　日調連特定認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。

（※6）　土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。

（※7）　電子証明書は、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者（土地家屋調査士会員）の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。

（※8）　申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承賜りますようお願いいたします。

電子証明書の同封物について

電子証明書が同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

①下記②～⑤が入っている封筒

②ICカード（電子証明書）

③日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連特定認証局あて送付願います。

④受領書返送用封筒

⑤PIN封筒

電子証明書のPINコード（パスワード）が記載されている封筒です。**PINコードは署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連特定認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力すると電子証明書が使えなくなりますのでご注意ください。**

（この場合、当該電子証明書を失効し、新規に電子証明書を発行する手続が必要となります。）

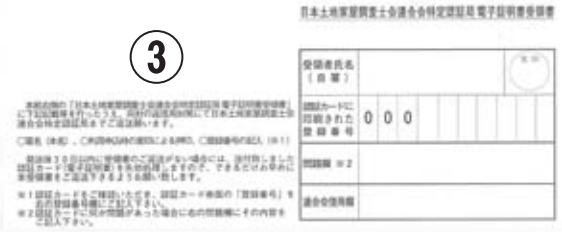

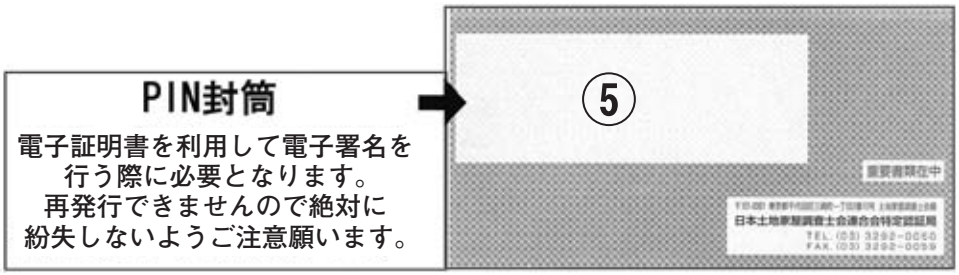

【受領書について】

電子証明書受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連特定認証局へ送付してください。電子証明書が発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、電子証明書は失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連特定認証局（電話：03-3292-0050）あてに、ご連絡ください。

＜受領書記載要領＞

・自署（氏名）（楷書でお願いします。）

・印鑑登録証明書で証明される実印の押印

・電子証明書の券面に記入されている登録番号を記入（最初の000は省略）

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印（実印）が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

電子証明書を利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業等をお願いします。

(1)　ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省登記・供託オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/)のオンライン申請ご利用上の注意を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2)　ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(http://www.chosashi.or.jp/repository/authentication/iccard.html)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3)　オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

法務省「登記・供託オンライン申請システム」ホームページ(http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/)及び連合会ホームページ「会員の広場」(http://www.chosashi.or.jp/)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

電子証明書の発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月から電子証明書の発行を開始し、平成25年12月末日現在で累計23,722枚の電子証明書を全国の会員へ発行しているところであります。

電子証明書の発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしくお願いします。

発行に係る費用及び支払い方法について

1　振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担でお願いします。
※市町村合併等による失効後の発行につきましては、この限りではありません。

2　振込先等の情報

・金融機関名　：みずほ銀行
・支店名　：九段支店
・振込先名義　：日本土地家屋調査士会連合会
・口座　：普通
・口座番号　：1349384
・振込者名　：会番号2桁+登録番号5桁+氏名
(例:東京会の1番「調査士華子」の場合、0100001「調査士華子」)
なお、会番号は、「会番号一覧表」を参照

3　振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。
※インターネットバンキングでお振込の場合は、確認画面を印刷したもので差し支えありません。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		